

平成24年6月12日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 福 島 日 出 夫 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年6月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	2番 寺崎太彦	1. 教育対策について 2. 財政改革について 3. リサイクルについて 4. 生活支援について
6	3番 橋本重雄	1. 施設使用料の見直しについて 2. 農業振興地域の取り扱いについて 3. 今夏の節電対策について 4. 職員組織表について
7	6番 松田俊和	1. 青少年健全育成について 2. 町内施設の夏期に対する対応は 3. 交通安全面について
8	9番 中山五雄	1. 財政改革について 2. 安全安心の町づくりについて 3. 町の活性化について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、2番寺崎太彦君よりお願いいたします。

○2番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。2番寺崎太彦、一般質問通告書によって質問させていただきます。

まず最初に、教育対策について。小学校では去年から、中学校ではことしより新学習指導要領で授業内容が大幅にふえ、小・中学校の対応は。

次に、財政改革について。のらんかいバスの広域での運行は可能かどうか。次に、町の借地契約の内容は。

次に、リサイクルについて。福岡県大木町で日本初の取り組みで紙おむつのリサイクルが開始されておりますが、上峰町でも開始できないか。

また、生活支援について。ひとり親家庭の支援策は。

よろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、教育対策について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。

それでは、寺崎議員の、教育対策についてということの御質問にお答えをさせていただきます。

学習指導要領の改訂が小学校では平成21年、22年の2年間の移行期間をもって平成23年度に完全実施をいたしました。中学校では平成24年度改訂、現在実施を行っております。

時数の大幅な増加という御質問でございましたが、時数だけを申し上げますと、中学校では平成23年度980時間から24年度1,015時間と35時間の時数の増加を見ております。この時間は実授業時間数であり、実際行う時間数ですね、実際年間で授業を行える時数はそれぞれ異なりますが、中学校1年生で1,082時間、中学2年生で1,086時間、中学3年生は卒業とかがありますので、1,055時間となります。ですから、先ほど申し上げました1,015時間からは若干余裕があるということになります。

同じように、小学校でも2年間の移行期間を経て、これは6学年ありますので、若干異なりますが、増加時間だけ申し上げます。小1が68時間、小2が70時間、小3から小6、この4学年は35時間の時間数の増加を見ております。中学校と同じように、小学校においても各学年、余裕時数が60時間から34時間ございます。

このように、小・中学校においては学習指導要領改訂になって時数が増加しても、まだ時数的には余裕があります。また、不測の事態、例えば、冬場にインフルエンザが流行して学級閉鎖等があった場合は、この余裕時数の中で授業を行うようになります。もし、この余裕時数で処理できない場合、インフルエンザがかなり流行して1週間ほど休みとか2週間ほど休みというふうになりますと、そのときは長期休業中、例えば、夏季——夏休みとか冬休み、

その中で実施をしていくようになります。

質問の回答としましては、対応できているかという御質問でございますので、対応はできているということでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど、対応できているというお答えがありましたけれども、神埼では土曜開校とか夏季休みを短縮して授業数の確保をしているところもあり、それと、ちょっと去年の新聞報道なんですけど、佐賀県の教育委員会は小・中学校の土曜日の有効活用について検討を進めている、そして、授業時間の確保が難しいこともあり、ICTの学習や外国語活動などの取り組みをしていくという報道もありますけれども、そこら辺の、ちょっときのうの吉富議員と重なる点がありますけど、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

皆さんおはようございます。

引き続きまして、小野課長の答弁に続いて、それを少し演繹して寺崎議員さんの御質問にお答えしていこうと思っています。

きのう、内容は昨日の吉富議員さんの御質問と重複する点がたくさんでございますが、今、御指摘もありましたとおり、県としては、名目上は土曜子どもの広場という形を先行させているわけです。その土曜子どもの広場の中にICTやら外国語も、先んじたところは講師を招いてやっているというところがございます。

私の町でも英会話の教室は、土曜子どもの広場にありましたけど、ことしは先生の関係で、ちょっとできずにおります。

ただ、そのようにして土曜日を有効に使うということがまず定着して行って、開校へうまく、きのう議員からも御質問ありましたとおり、教師たちとの関係もありますので、文科省の指導のもとに、結果的にはやっていかざるを得ないわけなんですけど、その先駆けとしては土曜子どもの広場みたいな形でやっていこうというぐあいに県は提案しております。

神埼市の御提案、御指導もありましたが、神埼のほうも、そういったぐあいに、今、小野課長も申し上げたとおり、例えば、インフルエンザとかいろんなものでできなかった分をこの土曜の分で、それも午前中で、2時間か、あるいは3時間で終わるようにやっていくという方向づけをしております。

私ども、同じ事務所管内でございますので、他の町も神埼の分をまずは実践的に見守りしながら、取り入れられるところは取り入れるようにしてやっていこうと、そういったぐあいに思っています。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

今、学校では2学期制の導入とか、古川知事は3期目のマニフェストでは土曜開校についても掲げておりますので、国や県から指示が来るのではなく、町の教育委員会主体で県のほうに働きかけをしたらどうでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

今、前向きな御意見をいただきまして、大変ありがとうございます。県への働きかけとか、そういったものにつきましては、全教育長会議とかで実際に検討をいたしております。こういったぐあいな形が実施できるかということですね。

例えば、太良高校だとか、それから武雄の高校だとか、中高一貫校では県の指定を受けて、今試行的にそういった取り組みにしているところがございます。そういった意味で、私たちの町でできる範囲内のことを今一生懸命やっているところがございますが、そのことが土曜子どもの広場、チャレンジ教室だとか、そういったものでございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

関連質問なんですけど、去年から外国語活動が始まっておりますけど、この外国語活動は小学校で中学校のような授業が始まっているかと思って理解しておりましたが、中1ギャップの解消、なくすためのものかと思っておりましたが、何か少し内容が理解不足なところがあつたと思いますけど、これはコミュニケーション能力を高めるための教育だと、ちょっと勉強したところ、知りましたが、どのような授業でしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

きのうも御報告したとおりでございますけど、ALTはことしから変更しております。本日は皆さんにも中学校のオープンスクールに来ていただきましたんですが、紹介だけは、この間、議員室に連れてきましたけど、ごらんのとおり明るい女性でございまして、非常に子供たちには親しみを持たれております。中学校では一生懸命、そういった授業の副担任としてやっておりますが、小学校には今までどおり出前教室、そして単語を教えるぐらいの教室でございます。まだ小学校で完全に英語の授業として取り組む単位的なものは持っておりませんので、一応そういったぐあいに、英語に親しむ、あるいは国際人化するための、きのう申し上げましたとおり、今回お迎えしているのはフィリピンの女性でございますけれども、日本に7年間ぐらいおまして、非常に日本人とは親しくしておりますので、そういったことを子供たちがですね、もちろん中1ギャップにならないように、そういった意味合いも含めて、英語についても十分に親しんでもらうように教育をしているところでございます。

○2番（寺崎太彦君）

コミュニケーション能力とは、お互いに理解し、信頼関係を築いていくこと。学校で今発

生しているいじめ問題や校内暴力は、コミュニケーション能力の低下が原因の一つだと思います。相手にうまく言葉でコミュニケーションできないゆえにだと思います。今度新しい新学習指導要領でも、言語力の育成を重点目標だと聞いております。言葉の表現力や豊かさを教え、人とどう接するか、交わるかというコミュニケーション能力を育てていくことが重要課題だと思いますけど、そこら辺はどうでしょう。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

後ほどの議員さんの中に道德教育等についての質問も出てきますので、そこでまたかぶることがあるかもわかりませんが、御質問があったことについて先にお答えします。

この前からも申し上げているとおりでですけど、コミュニケーションをうまくするために、子供たちに朝読、あるいは、今ひいては今度は、家庭のきずなづくりのために家読というものを推進しております。私どものほうでは、図書館を中心に、小・中学校の司書の方、あるいは図書担当の方を交えて、十二、三人で年に数回、そういう連絡協議会を持っておりまして、そこでどういったぐあいに自分のところでは子供たちに接しているか、いろんなことを話し合っております、次に参考になるものを自分のほうに持ち帰って、また生かしてもらうようにいたしております。

次に、あいさつのことでもつながっていくわけなんですけど、まだまだ、こちらからあいさつをしないと返ってこないという御意見がきっと後ほど出てくるかなと思うんですが、いずれにしても、子供たちのそういったコミュニケーションの感覚を育て上げるように、一生懸命、教師たちはしております。

私自身も音訳グループに入りまして、子供のための言葉の教育と一緒に参加して指導に当たっております。中学の朝読のときには、私もカウントされるようになっております。いつ当番が来るかなと思っておりますけど、いずれにしても、子供たちが日本語を、片方ではICTで本の電子化までやっていくわけなんですけど、やっぱり我々日本人は、この漢字に基づいた、あるいは平仮名に基づいた日本語をしっかり自分のものにするということが一番大切だと思っておりますので、その教育をしております。

終わります。

○2番（寺崎太彦君）

外国語活動について、英語は道具、またはツールだと思います。中学校のように文法とかなんとかではなくて、いかに単語だけとか、ボディーランゲージを使って相手とコミュニケーションを重ね、意思疎通をし、興味や関心を伸ばすことが大切かだと思います。興味や関心が高まれば、こういうことで英語で伝えたいが、どう伝えていけばいいのかということ自分で学び始めると思います。そうすることによって、中1ギャップの解消や英語嫌いになる子供も少なくなるのではないかと思います。

授業で興味や関心を持って授業されるということで、ICTも勉強に関心を持つことだと思いますけど、電子黒板が導入されておりますけど、どのような活用をされておりますでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

電子黒板につきましては、残念ながら私たちの町では小学校に1台、中学校に1台でございます。できたら、私たちも予算要求の形で、各フロアに1台ずつあれば非常に助かるなという先生の言葉もありますので、その点についてはこれから一生懸命取り組んで、予算要求に取り組んでいって、そういったものを生かしていくようにしたいと思っています。

実際に、電子黒板では、大きい理科の教室だとか、あるいはパソコンの教室だとか、そういったところで使わせていただいております。

パソコンにつきましては、当局の協力を得ましたので、今回40台に増大して、子供たち一人一人がその場でしております。

小学校の授業参観は、次の次の週ぐらいでございますので、ぜひ、時間があったら、その教室だけでもよろしゅうございますので、御参観いただいて、生の子供たちの状況を見ていただきたいと思います。子供たちは、パソコンの時間だと喜び勇んで自分で手打ちいたしております。活性化された教室が見ることができます。

以上です。

もう1つですけど、中学校の英語の時間でございますけど、先ほど申し上げましたとおり、オープンスクールに来ていただいたら非常によかったと申し上げたんですが、ちょうど私が見に行った、ALT、今度初めて来ていますので、その時間は1年生でしたけど、やっぱりランゲージ、言葉の、単語から入っておりました。そうすると、やっぱりジャパニーズ英語でないものがあります。フィリピンですから、少しはイントネーションが違うかなと思いますけど、もっともっと、やっぱり外国人としてのアプローチがありますので、それを一生懸命、3回ぐらい繰り返し、こういったペーパーをつくって、それを一人一人、初めは一緒に、あとはグループで、あとは1人で読むという、そういったレッスンをやっております。

どうぞ、ぜひ次回には中学校へも足を運んでいただきたいと、そうお願いしたいと思っております。

終わります。

○2番（寺崎太彦君）

今、佐賀県では、ICT——情報通信技術の整備を特に進めており、県立の中学や高校など45校でICTを整備しておられます。我が町では、とりあえず電子黒板を入れたような感じがしますが、佐賀県では無線LANの整備や電子黒板やタブレットを使って授業や学習をしております。また、クラウドコンピューティング技術を使って教材や学習の履歴などを

サーバーで管理もしております。

昔の話なんですけど、自分が中学に入るとき、中学が新しくできました。そのときはLL教室とか、先進的なものを入れておられました。何か昔を考えると、上峰ではかなり教育に力を入れてこられたと思いますので、ぜひとも先進的な取り組みを整備していくことを望みます。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

財政改革について、まず最初に、のらんかいバスの広域での運行は可能かという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

おはようございます。

ただいま、2番寺崎議員の財政改革についての、のらんかいバスの広域での運行は可能かという質問に対して答弁させていただきます。

のらんかいバスの運行につきましては、地域住民の交通手段の確保及び地域社会の活性化に寄与することを目的に、現在、南回り、北回り、それぞれ平日7便運行、それから土曜日に6便運行しております。バス停につきましては、町内に39カ所設置しております。

議員御質問の、広域での運行は可能かということですが、まず結論から申し上げますと、内容によっては可能かと思えます。

しかしながら、町の地域交通会議に諮り、同意を得る必要があります、また、乗り入れする町との協議、あるいはバス停を設置する施設の許可などが必要となります。

なお、当然、路線を延長しますと、その分の燃料費がかかってまいります。1便で1キロ延長されますと、1路線1日7キロ、年間250日運行しまして1,750キロの延長となります。

そういう状況の中で、すべてがクリアになり、九州運輸局及び道路通行の関係で警察署に申請をし、その許可が得られれば運行ができるということになってまいります。

以上で終わります。

○2番（寺崎太彦君）

コミュニティーバスは、交通弱者対策など公益的な観点から赤字はある程度覚悟せざるを得ないものと思いますけど、そのまま赤字を拡大させていいのかと思います。少しでも利用者をふやすべきではないかと思えます。

地域活性化の観点からも、町内には魅力的な商業施設や病院等施設など多くあり、その施設に町外の人を呼び込むために広域でのバスの運行は有効かとは思いますが、どうでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

町外の方を町内に呼び込むというようなことなんですけれども、先ほど申しましたとおり、

もし延長されますと、その分の燃料費がかかってまいります。そうした中で、町外の方がそれこそたくさん、それ以上の利用があれば結構なんですけれども、逆に延長することによりまして町の経費を投入するという事で町外の方の利便性につながるということになってまいります。

コミュニティーバスというのは、町内の方の利便性を目的として設置されているものでございますので、もし町内の方が町外に、そういう商業地、あるいは医療機関等に行くということになれば、また考えも違ってきますけれども、町外の方が町内のほうの医療機関、あるいは商業施設のほうに行くという目的のためというのは、コミュニティーバスとしてはどうかと思われまます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

今、コミュニティーバスを運行しているのは上峰町だけではなく、隣接するみやき町や吉野ヶ里町も運行させておりますけど、隣接する町のコミュニティーバスとの連携による移動範囲の拡大等はいかがでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほども申しあげましたけれども、まず1つがみやき町との連携になるかと思うんですけども、みやき町のほうには近くのほうで旧三根町のマインというところがバス停になっているかと思っておりますけれども、もしそのバス停のほうに上峰町のバスを運行するという事になってまいりますと、先ほども申しあげましたとおり、町内の方がマインのほうに要求があって、マインのほうに行きたいというのが多数ありましたら、そういうことも考えられるんでしょうけれども、マインのほうに来られるみやき町の方が町内の医療機関、あるいは商業地に行きたいがためのコミュニティーバスというようなことは現在は考えておりません。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

2番寺崎議員の質疑にお答えを申し上げます。

ただいま課長が上峰町役場の所管課長として御答弁をなされました。町の立場としては、そのようになるかもしれませんが、同時に、みやき町ももし連携をしたいという意向があれば、コミュニティーの定義をお互い重ね合わせれば、同じエリアの住民という概念でいけば、その問題は解消できるんじゃないかならうかと私自身は思っています。

ただ、町の利益にならなければいけませんのでですね、なるべく、この上峰町が運行するのであれば、町の利益に資する、そうしたコミュニティーの醸成に資するバスであるべきだと思いますので、その際はできるだけ町の立場でお話をしていかなければいけないと思っておりますが、この地域の住民の方がマインもサティも近い場所にあり、そこを利用したいという思いは同じ地域に住む人として、町同士が連携を行いたいというのであれば、おのずと

道は見えてくるんじゃないだろうかという、私自身は個人的な見解を持っています。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど町長からのお答えがありましたけど、今、鳥栖・三養基地区での話し合いがあっ
ていますけど、そこら辺でもぜひ検討をよろしく願います。

やっぱり、住民がコミュニティーバスを使うに当たって、利便性の向上を図るのが大切だ
と思いますので、ぜひとも検討をよろしく願います。

○議長（大川隆城君）

次に、町の借地契約の内容はという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。

私のほうから、町の借地契約の内容はということにつきまして御答弁をさせていただきます
す。

お手元に、資料を要求されておりましたので、資料を配付させていただいております。それ
に基づきまして、総務課が所管しております借地について御説明をさせていただきます。

一番上段のところでございますが、借地の内容といたしましては、防火水槽用地を借地いた
してあります。借地の契約期間については、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
でございます。金額については年間20千円、場所については上米多地区内でございます。

あと残りについては各課長より説明をいたします。

以上でございます。

○企画課長（北島 徹君）

皆さんおはようございます。

それでは、資料の2番目でございます企画課のほうを御説明申し上げたいというふうに思
います。

企画課で庁舎の南側の土地を借用いたしてあります。この借用の目的といたしましては、
公共施設の駐車場として、それから、土地の所在でございますが、大字坊所の382番地の1、
それから番地の2ということになっております。この面積は5,856平米、この借り受け期間
といたしましては平成12年12月27日から平成25年3月31日までというふうになっております。
この借用するに当たってのお支払いしている金額につきましては、2,421,300円となっております。

以上でございます。

○振興課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。

私からは、下水道関係の借地についての御説明を申し上げます。

上から3番目ですけれども、下水埋設管として、船石地区にあります堤処理場、日本農薬の敷地内にあるんですけれども、そこまで行くための下水管理設をJ R長崎本線の下に埋設しております。管径といたしましては、100ミリ管を2本埋設しております。借地面積としては約5平米でございます、金額といたしまして年間3千円でございます。これにつきましては、J R九州と賃料について3年置きに改定をするという約束がございまして、初年度から今までに対して、この3千円については改正がございません。

続きまして、以下、下のほうですけれども、各処理区におきまして中継ポンプを設置しているところでございます。その中継ポンプにつきましては、電柱を設置いたしまして、そこに制御盤を取りつけ、管理会社のほうで月1回ほどの定期検査を行っているところでございます。

そういう中で、基本的には道路上もしくは公有水面の敷地等に設置するんですけれども、場所によっては道路上に設置することによって交通の支障がある等の理由によって、以下にあります10カ所につきましては民地のほうにお願いしているところでございます。

占用期間といたしましては10年間、金額といたしましては年間7,200円でございます。電柱の高さ等については、大体8メートルから10メートルの電柱を設置し、先ほど申し上げましたとおり、制御盤を設置しているところでございます。

それと、7,200円の根拠につきましては、上峰町の道路占用料の徴収条例に基づいての金額でございます。

以上です。

○文化課長（原田大介君）

皆さんおはようございます。

それでは、私のほうから、八藤遺跡の太古木の保存地区に関します土地の借り上げについてお答えを申し上げます。

八藤遺跡の太古木ですが、現地での埋め戻し保存を目的に現在、上峰北部圃場整備事業地区内の土地6筆、合計面積が1万513平米について、土地所有者6名の方から各年度ごとに土地賃貸借契約を締結し、町が土地を借り上げ、管理を行っているところでございます。

現在の土地の賃借料ですが、10アール当たり146,660円を年間に支払っております。6名の方の賃借料合計をいたしますと、この資料にもございますが、1,541,830円となっております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

八藤遺跡ですか、太古木、太古木は、言い方が悪いかもしれませんが、生もの、ひょっとすると腐れたりする可能性があって、今後10年か、そのまま保存してもいいとかお聞きし

ましたけど、やっぱり太古木は上峰町の歴史であり、文化遺産でありますので、やっぱりそれは活用していかないといけないと思いますけど、八藤遺跡の借地は今後どのように考えておられますでしょうか。

○文化課長（原田大介君）

八藤遺跡の今後の借地の方向性についてということで御質問ですが、現在、国・県とは、できるだけ早い段階で公有化をさせていただきたいということで御相談申し上げております。これにつきまして今年度、24年度の当初予算の編成時期に財政課と一応協議をさせていただきまして、できたら25年度ぐらいから買い上げの準備等をしていきたいと考えておりましたけれども、ちょっと財政的な事情で、今回はちょっと見送らせてくれということで協議を行っております。

ということで、ちょっと、実際、年次計画というのをあらわしがたい状態にありますけれども、なるべく早い段階で公有化をしていって、借地料の支出をなくしたいと考えております。

○2番（寺崎太彦君）

国と県との協議されて、買い取りを考えてはおられるということでしたけど、買い取った後はどのような活用を考えておられるのでしょうか。

○文化課長（原田大介君）

買い取った後の活用策ということでございますが、平成5年に発見当初、調査をいたしましたときには、あそこの地区を、とにかく現地で保存しようと、それで、現地で保存しながら見られるような施設をつくって活用につなげていきたいということを考えておりました。

ところが、財政事情が大分変わりました、現在のところは公有化をして、とりあえずは現地のあの状態のまま公園化の整備を行うと。それに当たりましては、平成21年、22年に行われました保存対策調査で先生方の意見で、10年、20年ぐらいのスパンでは保存可能だろうということでありましたので、そういった公園化の計画をもって土地を買い上げると。公園化の中身につきましては、まず埋まっている太古木の上に地上表示を行う。こういった形かというのをまだ具体的にはお答えできませんが、地上表示を行いまして、それに対する説明板等の設置、それと、太古木が埋まっているところまでの園路の整備と、それから植栽、できたら昔の、当時植わっていた木を植えるような植栽を考えております。

そういった形で、一応公園化の整備を行いまして、将来、財政事情が許す段階で改めて保存整備施設をつくりまして、公開をしていきたいと具体的に考えております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

駐車場用地とありますけど、ここの過去5年間の金額等わかれば教えてください。

○企画課長（北島 徹君）

5年間はですね、すぐには……、ちょっと時間いただいて調べてお答えをしたいというふうに思っております。

○2番（寺崎太彦君）

この駐車場用地は、借地契約料とほかに、何か税金の負担をしていると聞いておりますけど、そこら辺はどうでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

お答えをいたします。

まず、借地料の件ですが、正確な5年間分は後もって御報告をしたいと思いますが、借地料が、平成12年からずっと借りておりますが、借地料といたしましては1,500千円、それから21年度からが1,700千円ということで、200千円ほど平成21年度から上がっております。

それから、先ほどの御質問ですが、それとは別に固定資産税相当分といたしまして、平成24年度で2,421,300円と1,700千円の差額でございます721,300円、これと先ほどの1,700千円合わせてお支払いをいたしております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

何か、こういう契約はほかにいろいろあるんでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

土地賃貸借契約書ということで、平成12年に結んでおります契約書を見ますと、その契約書の第3条に賃料というのがございます。その賃料の第3条の第2項に、「賃貸料は、賃貸物件に対する公租公課の変動、その他経済情勢の変動等、やむを得ない事情があると認められるときは、賃貸人は賃借人と協議の上、これを変更することができるものとする。」という項目がございまして、従前よりこの第3条第2項に基づきまして確認書という形で、契約書とは別に確認書を毎年度、相手方と協議の上、年度当初に合意した部分につきまして確認書をとっておるという形に、この土地の関係ではなっております。

今お尋ねの、ほかの案件がどうかということにつきましては、ちょっと私は承知をいたしておりません。

ただ、契約が平成25年の3月ということで、平成24年度中に契約が切れますので、平成25年度以降の契約につきましてのこの契約書のあり方につきましては、今現在、私がつくりかえをいたしておりまして、なるだけそういうものをきっちりとした形にできると、余りそう一年一年、金額が変動しないような形での契約の原案というのをつくっております。それで相手方とも話し合いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

何か、とても不思議な契約のような感じがして、なかなか町民の皆さんにしたら、何だろ

うなと思うと思いますが、ぜひともそこら辺の契約は見直しをしていただきたいと思います。

しかも、役場の前の駐車場は民間に貸して、裏はまた借りる。やっぱり、長期にわたって契約しておりますけど、その必要性はどうでしょうか。駐車場を借りておる、その必要性をですね。

○企画課長（北島 徹君）

必要性でございますけれども、御存じのように、町民センターが非常に大きな施設としてございます。それとすば一く上峰、近くには小学校ということで、現実には南側の駐車場がないとしますと、そんな行事のあるたびごとに町道、農道、そういった、極端に言うと個人の家の屋敷にでも車をとめて、そういう行事に行かれるというようなことが発生すると思いますし、よその、例えば、学校のそういう行事を見ますと、ほとんどそういったところに車をとめておられます。

ですので、先ほど言われたような形で、確かに北側は貸して、南は借りてという、そういう形にはなっておりますが、絶対的な面積が違いますので、どうしても現状のまま、こういった施設を運営し、いろんな施設を皆さんのために開いていくということであれば、南側の駐車場は今後も必要だろうということで考えております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

もう10年以上借りて、必要であるならば、町が買い取ったほうがいいと思います。幾ら何年もその借地料を払っても町のものにはならないので、ぜひとも買い取りの方向でよろしく願いいたします。

○企画課長（北島 徹君）

その件に関しましては、地権者の御意向というのもございますので、今後協議をしていく段階で確認をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

財政的に厳しいかと思いますが、少しでも節約するところは節約して、固定資産税分も上乗せして払うとか、そこら辺がちょっと見直すところはあると思いますので、ぜひともそこはよろしく願いいたします。

○企画課長（北島 徹君）

私の説明で、ちょっと今議員のお話をお聞きしますと、私が説明不足であったような気がしましたので、手を挙げさせていただきましたが、この固定資産税相当分と申し上げますのは、もともと農地であったものを、うちの事情で駐車場にしております。それで、税務課のほうとしましては雑種地ということで評価いたしております。ですので、基本的にうちの事

情で雑種地にしたということで、そういう形でかかる固定資産税分につきましては、うちで負担すべきだということで負担いたしておりますので、その点は御了解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。

リサイクルについて、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

おはようございます。

2番寺崎議員の御質問であるリサイクルについて、福岡県大木町で紙おむつのリサイクルが開始されているが、上峰町でも開始できないかの質問に対しまして、先日、6月4日の日に大木町の環境プラザのほうに勉強に行っていました。その内容に基づきまして答弁させていただきます。

まず、大木町の人口は1万4,500人で、4年前にごみの減量と再資源化を進めて、焼却と埋立処分をゼロにするというまちづくりを宣言された町でございます。

現在では、22種類に及ぶ分別収集を進められ、時間をかけて、町民一丸となって実践をされております。燃やすごみは、昭和48年より大川清掃センターで処理処分されております。燃えないごみ、いわゆる不燃ごみについては昭和52年より筑後中部施設清掃組合で処理処分されております。

今回の紙おむつリサイクルの検討については、平成20年、燃やすごみの組成比重比において紙おむつの占める割合が1割、100トン以上を占めたため、減量対策として3年間かけて福岡県リサイクル総合研究センターとの共同研究が進められ、平成23年10月から紙おむつの分別回収が開始されております。

リサイクル方法は、乳幼児と高齢者等の方が出された紙おむつ、パッド、おしりふき、ウェットティッシュを指定袋に入れて、各行政区に1カ所設置している回収ボックスに投入、回収は週2回実施され、直接、大牟田市のエコタウン内の民間リサイクル施設に持ち込みをされ、その施設で水溶融化分離処理し、再生パルプをつくり、住宅の外壁材に利用されております。

処理料金については、事業系の紙おむつ処理量1トン当たり55千円の通常価格であります。大木町の場合は共同研究ですので、それ以下の価格が設定されているとの説明でございました。

議員御質問の、上峰町でも開始できないかについてでございますが、現在、上峰町が委託して定期収集運搬されている可燃ごみの中にある紙おむつについては、鳥栖・三養基西部環境施設組合では可燃ごみとして焼却をしております。平成16年開業当初から紙おむつのリサ

イクルの設計は計上されておりました。

仮に上峰町独自で実施する場合、民間リサイクル施設が大牟田市にあるため、法律的に協議が必要であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項第9号、一般廃棄物の収集運搬、処分等の委託基準により、大牟田市に1年前に事前通知を提出しなければなりません。

次に、リサイクル費用の試算、概算をしてみました。

まず、搬出量でございます。推定母数、ゼロ歳児から4歳児419人、使用者数305人、80歳以上469人、使用者79人、合計888人中、使用者384人、年間処理重量としまして、1日使用枚数3.7枚から3.8枚、1枚当たり0.1キログラムから0.22キログラム、1日総枚数1,428枚、1日当たりの重量224キロと推定いたしました。224キロの1日分、365日で8万1,760キロになります。これを8万2,000キロと例えますと82トンが年間排出されるようになります。

続いて、費用について積算をしてみました。4点あります。

1点目、回収ボックス、幅1メートルの高さ80センチ、幅60センチ、これを上峰町25地区で配布した場合、1カ所当たり90千円、金額に直しますと2,250千円。

2番目に、回収袋、年間5,500枚、これを9.2円で1枚当たり掛けますと50,600円。

収集運搬費用、上峰町から大牟田市エコタウン、往復70キロ、1回当たり3トンパッカー車で20千円で計算いたしますと、月8回行きます。1回当たり20千円ですので、20千円掛け月8回の年間12カ月、1,920千円。

処理費用でございます。先ほど言いましたように、1トン当たり55千円、これの82トンで4,510千円かかります。年間リサイクル費用の合計は、ただいま申し上げましたけれども、試算で8,730,600円となります。

町独自では財政上困難であると考えます。町としましては、町民の皆様の御意見を聞きながら、今後研究をしていきたいと考えますので、以上、よろしく願いいたします。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど試算してもらいましたが、8,730千円と、結構かかるなという感じです。

しかしながら、自治体のごみ処理の課題は、ごみ減量化の促進や焼却施設の延命、リサイクルの向上やごみ処理経費の軽減、地域循環型社会の実現等とありますけれども、やはりリサイクルを少しでも進めていくことが大切ではないかなとは思っていますので、今後、町としてもごみ処理のシステムをいろいろ考え直すところがあれば考え直して、町民自身もごみを少なく、そして実行していきたいと思っておりますので、検討のほうをよろしく願いいたします。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

生活支援について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

2番寺崎議員の、生活支援について、ひとり親家庭の支援はについて答弁させていただきます。

当町の支援といたしましては、ひとり親家庭の方が職業と家庭生活の安定のために、みずから自立を図ることができる環境をつくっていくために、国からの支援として、18歳になる年の年度末までにある児童を養育している父または母に、その世帯の収入に応じた金額の児童扶養手当を支給しております。支給には、所得制限があります。

また、県と町の助成負担で、ひとり親家庭等医療費助成を行っており、児童につきましては18歳になる年の年度末まで、父または母におきましては児童が二十に至るまでの期間、医療費の保険診療分について1人1カ月500円を自己負担とする助成が受けられることとなっております。この助成は、児童扶養手当と同様に所得制限があります。

さらに、就学資金や就学支度資金の貸し付けを行う母子・寡婦福祉資金貸付金があり、直接の申し込みにつきましては鳥栖保健福祉事務所で行っていただいておりますが、申し込みの前に貸付希望者が申請のため複数の条件を満たすかどうかの審査を子育て支援係で行っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

ひとり親家庭、全国的にかなりの増加と聞きますけど、上峰町での状況はどうでしょうか。

○住民課長（江頭欣宏君）

ひとり親家庭等医療費助成の資格者数でございます。

平成21年度が106名、平成22年度が119名、平成23年度が123名、平成24年6月1日現在で125名となっております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

ひとり親家庭の支援は、上峰町では医療制度をされておりますけど、これは申請書は自分で書くのでしょうか、それとも診療所が書くのでしょうか。

○住民課長（江頭欣宏君）

申請書については、役場のほうにあります。（「書くのはだれが書くのか。本人。病院が書くの」と呼ぶ者あり）本人さん申請です。

○2番（寺崎太彦君）

この助成、医療費助成申請を出すのが煩雑ではないかと思えます。ひとり親家庭で病院に子供を連れていくとなれば、仕事を休んで行かなくてはなりません。まして、またそれを自分で書いて出すというのであれば、少し煩雑ではないかなとは思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○住民課長（江頭欣宏君）

事務手続上、やはり本人さんが来てもらって、きちっと書類をそろえて提出してもらって
おりますので、そのところはよろしくお願いいたします。

○2番（寺崎太彦君）

病院に行って、申請して、それから、これを見ると20日ぐらい後に治療費が返ってくると
いうことなんですけど、この手続等や一時治療費を、返ってきますけど、負担するというこ
となんですけど、かえってこれが医療を助成する制度なんですけど、かえって病院に行くの
を我慢したりすることにはならないかなと思います。

なかなか、ひとり親家庭では、両親がそろっている家庭に比べてみれば経済的に不安定な
ケースが多いと聞きますので、できれば病院に行って、個人負担の500円を病院で払って、
その申請を病院が行政にするということにはできないでしょうか。

○住民課長（江頭欣宏君）

病院に……、それはちょっと研究させてください。済みません。

○2番（寺崎太彦君）

なかなか町独自では難しいかと思えますけど、県のほうにお願いするなり、やっぱり助成
する制度はよりよい、使いやすい制度にしたほうがいいと思えますので、ぜひともそこら辺
をよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

それでは、ここで、先ほど寺崎議員の質問の中で借地料関係について5年分の報告をさせ
てもらいたいという執行部からの要請がっておりますけれども、これを許可することに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。

○企画課長（北島 徹君）

済みません。時間をいただきました。議員の御質問に対しまして即答できませんでしたの
で、まずその点はおわびを申し上げたいというふうに思います。どうも申しわけございませ
んでした。

それでは、過去5年分ということでございましたので、平成20年度から申し上げたいと思
います。

平成20年度、借地料が1,500千円、それから固定資産税相当額が731,800円、合わせまして
2,231,800円でございます。

続きまして平成21年度、借地料が1,700千円、それから固定資産税相当額が721,300円、合
わせまして2,421,300円となっております。

あと、22年度、23年度、24年度は同額ということになっております。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

以上で2番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時46分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○3番（橋本重雄君）

皆さんおはようございます。3番橋本重雄でございます。ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、一般質問の通告書にそって質問をさせていただきたいと思
います。よろしく答弁お願いいたします。

まず第1番目に、施設利用料の見直しについてということで質問をさせていただいて
おります。特に、町民センターとおたっしゃ館の使用料の関係ですけれども、今年
の3月で年度が終わり、5月で出納閉鎖も終わりましたので、平成23年度の使用料
の状況について御披歴をお願いしたいと思います。

それから次に、農業振興地域の取り扱いについてということで質問を上げて
おりますが、これにつきましては、私が以前役場職員であったころに、公共施設
の周辺500メートル以内については、農業振興地域の解除ができるという
ような話を聞いておりました、今、上峰町を見回してみますと、多くの農
用地が解除されて施設ができておりました、現在の上峰町の発展に寄与
しているように私は感じております。今現在はどのようなふうな考
えになっているかをお尋ねしたいと思います。

続きまして、ことしの夏の節電対策ということで3番目に上げて
おりますが、昨年の震災によって原子力発電の施設がああいうふうな
状態になりまして、結局住むところもなかなかできないような状態
になるという、すごく怖い状態が目に見えたわけでございます。報
道によりますと、もう自殺をする人とか、そういう人たちも大分出て
きているようでございます。この佐賀県にも玄海の原子力発電がござ
いますので、私たちも遠目で見ればかりではなく、やっぱり実態
的に真剣に考える必要があるんじゃないかならうかと思
います。特に、この夏は原子力が動かないということで、節電の要
望が国のほうからもあっておるわけですので、

これに対して上峰町としては、町民にどのような節電対策を行っていかうというふうな考えを持っているか、お尋ねをしたいと思います。

続きまして4番目ですけれども、職員の組織表についてということで上げておりますが、今回「広報かみみね」を見ておりましたら職員の組織表の訂正が出ておりました。それで、私どもに4月のときの異動の職員の組織表の一覧表を渡してあったんですけれども、それとちょっと違うところがありましたので、内容については公民館長の職域のところの訂正でしたけれども、これは何で違うかですね、そこら辺の考え方、それと公民館長の職責といたしますか、明文化した文があればそれをお知らせ願いたいというふうに思います。

以上4点について質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく御答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（大川隆城君）

それではまず最初に、施設使用料の見直しについて執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

皆様こんにちは。通告どおり使用料見直しについての答弁を申し上げます。

町民センターの使用料金についてでございますが、平成20年度5,100千円をピークに平成21年度4,720千円、平成22年度4,300千円、年々減少の傾向にあります。平成23年度につきましては、22年度の約4割減の2,650千円となりました。それで平成19年度よりホールの使用料金を町外の利用者の料金を2倍から3倍へと改定をいたし、20年度はその他の会議室料金等についても町外者については3倍に統一をいたしております。平成23年4月、みやき町こすもす館がオープンしたことによって、減少の原因となっております。

それで問題点であります。高齢化するサークル活動の解散、使用料金の主であるカラオケ大会の中止、ピアノ発表会の中止と、いろんな要因があるようです。また利用件数についても減少しておりますが、公民館ホールの会議室については、件数は減っておりますが料金については横ばい状態でございます。

このようなことから、使用料金につきましては詳しく検討する必要があるかと思っております。今後PRに努め、利用者のニーズにこたえていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

おたっしや館についてはいかがですか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうから3番議員橋本議員の施設使用料の見直しについての、2番目のおたっしや館という質問に対して答弁させていただきます。

おたっしや館の利用料金につきましては、平成13年度の開館以来見直しがあっておりません。大人が町内で300円、町外で400円。60歳以上及び障害者が町内で200円、町外で300円。

子供中学生以下が町内で100円、町外で200円になります。

なお、23年度の実績は町内では利用人数6,317人、平成22年度は6,342人でした。町外で1,661人、平成22年度1,865人、食事来館者等を含めた全体人数としましては、平成23年度1万7,092人、平成22年度では1万6,863人で229人増加をしております。

入館料につきまして、平成23年度1,810,200円、平成22年度1,839,500円でやや減少しております。これにつきましては、入館者がふえ入館料が減少しているというのは、食事のみの来館者等がふえたというのが要因になっております。社会福祉協議会のほうでは、今年度入館料の低減化等に向けて計画をされておりますけれども、カラオケ大会、囲碁大会、介護予防教室等の継続事業を実施しており、その一般の入館者とはちょっと異なるような理由で入館されているものがありますけれども、そういうふうな今年度の低減化に向けての計画を検証しまして、今後の見直しの検討材料としていくということの考えがあるということでございます。

以上で終わります。

○3番（橋本重雄君）

それでは、最初に町民センターの件で再度お尋ねをさせていただきます。

今現況をお話いただきましたけれども、使用料については極端に少なくなっているという状態でございます。何でもまあこんなに少なくなったのかという理由は、町外の利用者が減った分が大分占めているような形を感じました。私もちょっと趣味でカラオケをやっておるわけですが、カラオケの発表会というのが今結構多くあっております。それで先ほども課長のほうから申されましたように、こすもす館とってみやき町に会館がオープンしましたので、そちらのほうを利用される方がふえて上峰町がぐっと減ったような形になっておるんですけれども、なるほど話を聞いてみますと、こすもす館につきましては、施設がちゃんとした音響の整ったホールじゃなくて、体育を兼ねた、運動を兼ねた施設をつくってあるわけです。それで料金も大分安いようです。ところが、カラオケで使う場合については、なかなか音響がよくないので皆さんから不評がっております。

したがって、今、神埼市の千代田町にあります、はんぎーホールといいますかね、あそこが今人気がありまして、カラオケの発表会をするのには、大きさもちょうどいいし音響もいいという形で利用が結構っております。それでカラオケの発表会を利用される分については、大体歌う本人が一人5千円ぐらいの負担が一番標準的で、大体年齢がもう60歳以上の方たちが利用されますので、年金生活者が多いからですね、余り高くしても参加者が少なくなりますので、5千円ぐらいの単価じゃないと主催者側も運営ができないという話を聞いております。だから上峰町の場合は、上峰町民センターはホールとしてきちっとしてつくってありますし、また大きさも結構広いんで、カラオケで利用するには一番いいところなんです。立派な施設でございます。だけどそういうふうで、町外の方については町内の3倍とか

ってというような料金になりますので、その5千円の以内で運営ができないという話をよく聞きます。

それで、この間の新聞を見ておりましたところ、きのうも話がありましたが、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会ですか、それで武廣町長もコメントを入れておられまして、建物の使用やバスの運行など連携でされる事業はあるはずということで書いてありますので、やはり鳥栖・三養基地域だけでもよろしゅうございますので、料金を上峰町民と同一にするような形にすれば、もっと回数がふえて使用料も上がってくるんじゃないかなろうかというふうに感じておりますので、そういうことにつきまして町長はどういう考えかお尋ねをしていきたいと思っております。それが1つですね。

それから、おたっしや館につきましては、これも私が議員になりまして1回お尋ねをしておりましたけれども、やはりよその町にも同じような施設がいっぱいあるわけですね。それでそういうところを視察に行ってくださいというような話もしておりましたけれども、そういう視察等の検討はされたかどうかをお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本重雄議員の質疑にお答えを申し上げます。

ただいま、町民センターの使用について鳥栖・三養基地域のビジョン検討委員会で、私の記者会見の中に連携事業の対象として施設の使用等も考えるべきだという話を申し上げた記事がございましたので、そのことについてお尋ねですが、これは先日もお話ししましたが、事務方で各市町の事業比較、そして抱える主要な案件等を比較した上で大きな枠組み、ビジョンをつくるということであると聞いておりますが、最後に、その他この事業に資するものと、この検討会に資する内容のものも議論の対象となっているということで聞いておりますので、この施設使用料も検討材料として上げていただくように、私のほうからは当町の職員にもお伝えをしたいと思っております。

あわせておたっしや館についてのお尋ねですが、これは私は吉野ヶ里の社協をまず見に行きました。これはちょっと違いますが、大川のほうの福祉施設に、個人的にですが、橋本議員からの質疑の後に行ったわけでありまして、おたっしや館については、この入館料を取らずに運営するという指摘は、橋本議員からもいただいて検討はしているんですけども、理事会、評議員会が社会福祉協議会きちとございまして、各種団体の代表の方々がそれぞれ今13事業、そして財政的な決算の状況等を見ながら、傾向と対策をちゃんと考えて、今は子育てサロンとかそうしたものを充実させることで交流人口をふやせる余地があると、またレストランの利用者もふえているというような傾向で努力をしているところで、今し方、この場で、町議会ではそうした資料がございませんので、入場者数とこの売り上げだけを見ながら議論が進むわけですが、だからどうしても議員の頭の中にも、この利用料を安くしたらというような選択になってくると思うんですけども、我々は理事会、評議員会にて真摯な議論

を重ねる上です、今伸ばすべきところをちょっと違うところと考えておまして、実はそういう中であっても、議員からの御提案を受けて、入館料を取らないという判断はできないものかという、ある理事さん、評議員さんにお伺いしましたが、そうした意見もわかるのでちょっと夏季の間入館料の縮減を考えるというふうな方向になってきているところです。

済みません、直接のお答えにはなりません、今までの入館料についてのお尋ねに対するお答えということで御理解いただきまして、答弁とさせていただきます。

終わります。

○3番（橋本重雄君）

今、町長から答弁をいただきまして心強く思いました。

それでその町民センターの件については、そういうあとの検討会のほうで上げていただいて、せっかくいい施設をつくっているものですから、やはり皆さんに利用していただいて活用するというのが一番の原則だと思いますので、そういう方向で進めていただいてもらいたいというふうに思います。

それから、おたっしや館につきましてですけれども、おたっしや館についてもいろいろ方法で、その使用料を上げられるように努力はされているということは、よく私もわかっております。それでおたっしや館についても、あそこは老人福祉センターということで、お年寄りの方たちが余裕のある時間をおたっしや館で過ごしてもらうような形で建設をされておりますので、そういうような方たちになるだけ利用しやすいような形で運営をしてもらわないと、せっかくの施設が無駄になるということでは、結構なお金をかけてつくっておるわけですので、とにかく利活用を十分にさせていただきたいというふうに思っております。

それで、あちこち私も行くわけですけれども、入館料を取らなくて、ふろの料金だけ取っている施設とか、いろいろあるわけですよ。それで、そこら辺はやっぱりある程度よその施設も参考にされて、そしてことしからですか、事務局長も専任の事務局長になられまして、嘱託の職員の方たちもふえているようですから、そういう人たちにやっぱり大いに頑張ってもらって、おたっしや館がますます活発な施設になるように指導をしてもらいたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

農業振興地域の取り扱いについて、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、橋本議員の公共施設周辺500メートル以内の取り扱いということで答弁申し上げたいと思います。

農振除外につきましては、平成23年12月議会において、橋本議員のほうから質問を受けて

いるところでございます。そのときの答弁でも申し上げましたとおり、平成21年の農地法の改正により、農振除外の厳格化が盛り込まれ厳しくなっているところでございます。

議員質疑の、公共施設周辺の500メートル以内の取り扱いということですが、農地転用の許可ということで、農地区分に応じた許可基準、要するに農地転用の許可を行うときに農地区分として許可基準がございまして、第1種、第2種、第3種と大きく分けて3種の農地がございまして、第2種、第3種農地につきましては、農地転用の許可農地区分となっているところでございます。その該当事項の中に、第3種農地につきましては、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他公共施設、また公益施設があるもの、また役場から300メートル以内ということでの農地基準がございまして、また第2種農地の中には、役場から500メートル以内等の該当事項があります。これはあくまでも農用地域の区域から除外された農地を転用するときの許可基準でございまして、といたしながらも農振除外のときには、その町の農業委員会の意見を求められるんですけども、基本的には農業委員会の中には農振除外をされた後の農地転用ということでの、先ほど議員からの質問がありました公共施設等の500メートル以内というような基準に基づいて意見を出されているようでございます。

これも先ほど議会のほうで述べましたけれども、農振除外につきましては5要件が今回あります。もともと4要件のほうで、今回の農地法の改正により5要件ということで厳しくなっているところでございます。全般的に言いましたけれども、農振除外については、先ほど言いましたとおり、平成21年度の農地法の改正により非常に困難になっているのが現状でございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

課長から答弁をいただきました。で、よくわかるのはわかります。法律的にはそういうふうな形になっていると、前回はそういうふうな話をいただきましたので、わかります。

それで今までも、要するに法律といいますか、そういう決まりはあったわけですね。あってもやはり地権者の状態そういうふうな、もろもろの要件があるということで、やはりそのときの職員さん、首長さんが一生懸命努力されて、法律的には難しい部分でもそれを突破していろいろの施設ができたと思います。やはり今もそれは同じじゃないかなと私は思うわけですね。だから、そこをやはりどうにかして町民の方が困ってあるならば、やはり町としてはそれに報えるような努力は必要だというふうに感じます。

したがって、今からだんだんだんだん高齢化していくわけですね。それで農地につきましても、国はそういうふうには農地は減らさないという方向で来るとは思うんですけども、実態的にはそれと逆行して農地はだんだん荒れていくような状態になるんじゃないかなというふうには推察されます。したがって、その荒れていく状況を役場としてはどういうふう

うに解消していくかですよ、ある程度考え方を変えて、それを解消する方法も考えなければいけないじゃなからうかというふうに思います。

前回は私申し上げましたけれども、都市計画のほうで市街化区域とかをつくれば、その農振の除外ができる可能性もあると思いますし、方法論としてはいろいろあると思います。したがって、この農振除外につきましては、もちろん法律は守らなければなりませんけれども、そこをくぐり抜けていく方法を町民のためにやっぱり頑張る必要があるんじゃないかなと私は感じるところです。今までの先代の町長たちが実施してこられた経歴を見ると、そういうふうな形で上峰町は結構農振の除外ができております。こういう言い方をすれば、旧三根町に対しては失礼になるかと思いますが、条件的には上峰町と三根町とは極端には変わらないと思います。ところが、三根町におきましては、なかなか圃場整備後の除外ができておられない関係で、人口はだんだん減っていくし、収入も乏しいという形で現在の状態になっておるところです。やはり先人の方たちの努力によって今の上峰町があるわけですので、今後もやはり町長以下、職員一同一致団結して、上峰町をどんなふうにしてよくしていくかということ、日ごろ考えてはあると思いますけれども、そういうふうな気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

そういうことで答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員の御質疑にお答えを申し上げます。

今質問を聞いていまして、なるほどこれまで歴代長々この上峰町コンパクトなまちづくりに努めていただいていたおかげですね、この町中心市街地も形成され、住民が今も人口がふえているという傾向にあるなと思いますが、ここは議会の場ですので、法律をくぐり抜けるだとか脱法意識を醸成する場所ではないということをお申し上げます。

これまでの農振除外についても、先代の先々代のそのまた前の町長も、ちゃんと法律にのっとって27号計画というものを定め、地域の農業を振興するということを策定して、手順をしっかりと踏んだ上で、農振除外をやってこられたということでございます。

21年に農地法の厳格化、読み込みの厳格化が始まってこの27号計画をもう受け付けないと、さつき課長が申しました5要件ございますが、農用区域以外に代替すべき土地がないこと、また除外により農業の効率的かつ総合的な利用に支障を来すおそれがないこと、また除外により農用区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、土地改良整備事業完了後8年を経過しているものであること、担い手等農地の利用集積に支障を及ぼさないこと、こういう5要件をクリアしないと認めないということで、27号計画の受け付けはできないような状況で、これは本町だけではなく全国的な問題で裁判にもなっているわけでありまして。

その中で、私も議員がおっしゃるよう大変問題だと、このことは思っておりまして、私有財

産を処分できないということが、農地法の制約を越えることができないということが、農地法によって私有財産を処分できないということ自体が間違っていると思っておりますので、今何らかの方法を、場合によってはこの議会に協力してもらわなければいけないと思っておりますが、私たちの町は私たちで決めるという視点で考えていかなければいけないと思っておりますので、その際はちょっと皆様にもお力をおかりしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

ただいまの町長の答弁を聞きまして心強く思いました。私たちも一生懸命に協力される部分はしていきたいと思っておりますので、町長には頑張ってくださいと思います。

○町長（武廣勇平君）

済みません。先ほどの答弁に補足させてください。農地としての売買はできるということでございます。転用は認められないと——いや、除外ですね。

○議長（大川隆城君）

3番議員よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。

今夏の節電対策について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

3番橋本議員の今夏の節電対策について、町民への取り組みについて答弁させていただきます。

東日本大震災を契機とする電力供給不足に対し、県より5月23日付、経済産業省からの夏季の省エネルギー対策についての通知文が送付されてきております。通知文は今夏の電力需要対策について掲示された夏季の節電メニュー、御家庭の皆様と事業者の皆様とに区分されております。御家庭の皆様のメニューで九州電力管内の家庭節電として、7月2日から9月7日まで平日午前9時から午後10時まで、10%以上の節電目標が掲げられております。節電メニューとして10項目があります。1点目にエアコンの室温28度Cを心がける。2点目、すだれやよしずなどで窓からの日差しを和らげる。3点目、無理のない範囲でエアコンを消し扇風機を使用する。4点目、日中は不要な照明を消す、などでございます。

このことについて、九州電力鳥栖営業所にお尋ねしたところ、近日中に町民の皆様への御協力依頼文を各家庭に配布する計画であるとのことでしたので、これを見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（橋本重雄君）

今課長のほうから答弁をいただきましたけれども、7月2日から実際実施に入るわけです

けれども、九電からのことはよくわかります。それで上峰町としての対策を考えないと、もう時期が目の前に来ています。それで、よその——よそのというか、九州電力さんの依頼も当然かと思えますけれども、町は町自体で町民の方を、要するに電力を使用しないような形で、どんなふうな形でしたがいいのかという考えを検討してもらう必要があると思うんですよ。それで、今の答弁ではまだ考えてないという話でしたので、ちょっと私が、この前というか、前回の夏も話をしたんですけれども、これは報道であっておった分ですけども、家にやっぱりいればどうしてもエアコンが必要ですので、時間に余裕のある人たちは、ある1カ所の施設になるだけ集めて、そこで集団で生活をしてもらおうと、そういうことが一番電気を節約できる方法じゃないかというような話があっただけですけども、それで私もそういうふうなことをしたらどうかということ去年話をしとったわけです。その内容については、先ほどもおたっしや館の話が出ましたけれども、おたっしや館があるわけですね。それで今おたっしや館の料金は取っておりますけれども、この夏季の7月、8月、9月、3カ月間限定をしまして、入場料を免除しまして町民の方に、特に高齢者の方ですけども、おたっしや館のほうに集まっていただいて、おたっしや館で生活をしてもらおうと、そうすると入場料は無料にしても、後で食事とかもあそこはあるわけですので、そういう面で利用していただければ、その使用料についての極端な減収はないんじゃないかなというふうに考えられます。そういうことで、それは私の考えですけども、おたっしや館については町長が管理の責任者でございますので、町長のほうの考え方をお聞きしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

3番橋本議員の御質疑でございます。町内のこの節電対策ということで、町民の皆様への取り組みはということでお尋ねがっております。

今、県と6月21日木曜日から9月7日までをCO₂削減／ライトダウンキャンペーンの実施期間というふうに位置づけようということで、まだ区長会には諮っておりませんが、お伝えはしてませんが——先日申し上げましたかね、（発言する者あり）私のほうから申し上げましたけれども、位置づけてライトダウンを呼びかけることにしております。この取り組みはライトアップになれた一人一人に、日ごろいかに照明を使用しているか実感していただいて、日常生活の中で温暖化対策を実践する動機づけとすることを目的としたキャンペーンということで、特に7月7日は県下一斉で市町と県が協力し合いながらライトダウンとして、20時から22時までの2時間一斉に電気を消すことを呼びかけする予定にしております。広報紙に後日掲載し、町民の皆様のお協力をお願いしたいと考えておるところですが、今し方、議員からの御提案、大変よい御提案じゃないかなと思ったところですので、このライトダウンキャンペーンとあわせて、いつがよいのか、おたっしや館事務局とも検討し合い、理事会の皆様にも御意見をお伺いしながら考えていきたいと思っております。

また町独自としては、ことしからもう御承知のように町内の太陽光発電補助等を行ってお

りまして、住宅用太陽光発電システム設置補助金として、対象システム1キロワット当たり20千円として、80千円を上限ということで今補助を行っておるところです。

今後とも国県の指導を受けながら、節電対策、九電との共通理解を持ちながら、町民の皆様の御協力と御理解をお願いしてまいりたいと思っています。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

節電対策については、そういういろいろな方法があると思います。とにかく原子力を使わないというような考え方に立ちますと、皆さんがいろいろな知恵を出して電力の消費を下げることが一番だと思いますので、今後いろいろな方法があると思いますので、町民の皆様に、そういうふうな指導を徹底的にやっていただきたいなというふうに考えます。

以上、これでこの質問は終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

職員組織表について、執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから「広報かみみね」訂正の件につきまして御答弁をいたします。

「広報かみみね」5月号に、平成24年4月1日付人事異動に伴う行政組織表を掲載しておりました。しかし、館長の配置位置につきまして誤っておりましたので、6月号で訂正をさせていただいた次第でございます。昨年の広報紙掲載に当たりましては、前任の館長がいらっしゃいましたとき、平成18年ごろでございますが、この配置図を参照しまして掲載をさせていただいたところでございます。ことし3月議会に向けて役場組織の一部見直しを検討いたしておりまして、数パターンの組織表を作成しておりました。それが4月に入って、広報の原稿を企画課に渡す際に誤って別のシートを渡してしまったのが原因でございます。広報を配布された後にそのことに気がつきまして、翌月号で訂正をいたした次第でございます。不注意によりまして、記事の掲載を誤りましたことを深くおわび申し上げます。

なお、館長の職務につきまして議員から御質疑がありましたので、その件につきまして御答弁をさせていただきます。

社会教育法の第27条、公民館の職員という条があります。27条を読み上げますと、まず第1項に「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」ということになっております。本町の非常勤特別職の条例の中にも館長を位置づけておりますので、非常勤特別職というのは妥当であると、そういうふうに認識をしております。また、議員に配付しておりました組織表と一部違う点があるということを御指摘ございましたが、この件につきましては、館長の下に生涯学習系の職員を兼務という形で配しているところがございます。この件につきましても、社会教育法の第27条第2項に「館長は、公民館の行う各種の事

業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。」、そういうことがありますので、今回、館長の下に兼務ということで、生涯学習系の職員を兼務ということで配置させていただいた、そのことが前にお配りした分とはちょっと違うんじゃないかと、そういうところでございます。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

私も、そんなに気にする必要はなかったけれどもですね、私たちに行政組織表というのが渡っていたんで、それをちょっと見てみたら今回の訂正とも違うからですね、どうしたもんかなというふうな感じはしました。それで現在の、今教育委員会で運営をされている状況を見れば、館長は別室に入って一人いらっしゃいます。組織表の今回の形を見れば、ああいう職務体制は違うじゃないかなというふうに思えてなりません。それで、ああいうふうな職員配置だったら、この表の教育長と並べた方がいいんじゃないかなというような気がしましたので、質問をさせていただきましたが、教育長さんいかがでしょうか。お願いします。

○教育長（吉田 茂君）

橋本議員の御質疑にお答えさせていただきます。

公民館長はあくまでも私と同列にいるという組織図の中にはおりません。やはり私の監督のもとでというのが建前でございます、その下から出まして、兼務の職員が2人おりましたので、その線を下へずっとおろした形で今回表示しているところでございます。

別室の件は、大変私どもごらんとおりでございますけど、今いる教育委員会の側の部屋が1名増員を受けましたので満杯の状況でございますので、十分考えながらでしたけど、やっぱり向こうの部屋に残っております、あそこで会議もいつも持ってます。直属の職員とか、それに私も参加しまして、例えば地区懇だとかスーパーキックベースボールとか、それからこの前から報じていますチャレンジ教室とかいろんなものの協議、あの部屋を使っております。必要に応じては私の前のスペースも使っておりますけど。

はい、以上です。

○3番（橋本重雄君）

先ほどちょっと言い忘れましたけれども、要するに広報紙で変更をされたということであれば、議員に渡している一覧表も訂正する必要があったんじゃないかなというふうに思います。それが1点。

それから今教育長がおっしゃいますが、組織表を見ればですよ、今回の訂正の組織表を見れば兼務の職員がつながっているじゃないですか。そしたら、やはり館長もみんなと一緒に事務室が妥当じゃないですか。1人ふえたからどうのこうのじゃないですよ。入れようと思えばどんなにしても入れられます。教育長さんのやる気がないから全然変わらないんじゃないんですか。

○総務課長（池田豪文君）

訂正後の行政組織表につきまして、私が知ってなかったのは非常に申しわけございませんでした。直ちに午後にも議員の皆様方にお渡しさせていただきたいと思っております。どうも申しわけございませんでした。（「済まないじゃ済まんだろう」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

教育長答弁いかがですか。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○教育長（吉田 茂君）

席のことについてでございますけど、何回も申し上げておりますが、私ども教育委員会の側の部屋では、会議等やっぱり私の前にスペースがあるだけでございます。その横のところはもう満杯でございますので、随分その後指摘を受けましたときから再検討はいたしております。しかし、やっぱり結果的にはあの部屋でやむを得ないのかなど。向こうでそういった公民館の会議とか、あるいはスケジュールを練るときは向こうで会議をいたします。

やる気は十分にあります。はい、彼を教育することも、いつも朝礼にも参加してもらっておりますし、発表もさせていただいております。

以上です。

○3番（橋本重雄君）

先ほども申しましたようにですね、今回の組織表を見れば、館長の下に職員さんがぶら下がっているじゃないですか。それなのに別室っていうのはだれが見てもね、あれは不自然ですよ。会議するなら町民センター、会議室いっぱいあるじゃないですか。いっぱいあいていますよ。そこですればいいじゃないですか。今の事務室の中に入らないという理由は、私には納得できません。今教育長は館長を教育しているということでおっしゃいますけれども、逆に館長から教育されているんじゃないですか。

○議長（大川隆城君）

答弁いかがですか。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○教育長（吉田 茂君）

組織図のところにはちゃんと館長から下がってきたところに兼務という表示がしてあります。本人たちは生涯学習のほうにきちんとした表示がありまして、館長の下には兼務という形で表示がなされています。

そのほかのにつきましては、これ以上申し上げません。

○3番（橋本重雄君）

私どもにお示ししてあります、この行政組織表を見ればですね、これが一番正しい行政組織表じゃないかなと思うんです。課長と係長の棒線の横に出まして、課長と並んだところに書いてあります。ああいうふうな1人で仕事をするなら、やはりこの形が一番ベターじゃないかなと思います。先ほども申しましたように、ああいうふうな職務体制ならば、教育長さ

んの横がいいんじゃないですかと私は言いましたけれども、そういうふうにはしか見えませんが、やはり町民も町民センターにはいっぱい来られます。それから、よその町民の方も来られます。それであの状態を見られた場合に、あれは普通とは思えません。やはり普通と思えないなら、やはり教育長は責任を持ってちゃんとした職務体制をつくる必要があるんじゃないですか。答弁をお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

よくわかりました。私と並んだところの並列した形での組織表をというようなことでございますので、そのことにつきましては、本部の方と……（発言する者あり）組織につきましては総務課の方にゆだねます。

○3番（橋本重雄君）

これはもう私の要望といたしますが、組織表のとおりですね、やはり職員の配置はされるのが筋と思いますので、組織表のように職員の配置をするように、今から改善をさせていただきたいと思います。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

教育長さんの御答弁になぞらえてですね、今さまざま議論がこう発生しておりますので、教育委員会にお願いするように、そうした改善等をお願いするようにしますので、どうぞよろしく御了解ください。

○議長（大川隆城君）

3番議員よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上で3番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○6番（松田俊和君）

皆さんこんにちは。私、松田俊和といたしますが、今から質問させていただきます。どうぞ

ひとつよろしく願いいたします。前もってちょっと失礼ですけれども、私の書いている字自体がちょっと薄くて見えませんが、次から書き直しますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

まず、3項目質問させていただきますが、1項めといたしましては、青少年健全育成についてという名称でもって2点ありますが、学校校内のいじめ問題、不登校問題についての考えをよろしく願いいたします。2点目といたしましては、道徳教育、これに関しては一番難しい問題かと思いますが、この点に関して、今後の取り組みの方法を教えてください。2番目といたしましては、町内の施設、いっぱいありますが、それにおける夏季、もうすぐ夏になりますが、学校も休みになりますが、これの整備の準備はいかなものかを教えてください。3項めといたしましては、交通安全面についての考えを教えてください。内容といたしましては、交通安全対策をどのように取り組んでいただけるか説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、青少年健全育成について、執行部の答弁を求めます。

まず最初に、校内いじめ問題、不登校問題について、執行部の答弁を求めます。

○教育課長（小野清人君）

松田議員からの青少年健全育成について、校内いじめ問題、不登校問題等についてということでございます。

校内いじめの件ですが、小・中学校において、いじめの報告は現在あっておりません。生徒指導については、毎月定例で開催している校長会の中で、両校長を指導し、校長から教諭を指導しているというふうな状況になっております。また、子供同士のささいなトラブルについても、教師が即対応を行い、いじめと呼ばれるようなことになる前に解決をしております。教師がアンテナを広げ、目配せを行い、教室内の雰囲気をつかむように気を配っております。中学校においては、学校生活を安心して暮らせるように、全校生徒を対象に毎週末アンケートをとっており、生徒間のトラブルに対処しております。また、学活ノートというものがございしますが、これを利用して生徒と教師の密な連携を実施しているところであります。

また、不登校問題ですが、不登校については、現在、小学校が2名、中学校が1名という状況です。小学校の2名のうち1名は週2回は登校しており、週5日完全に登校できるように現在訓練を行っている状況です。不登校の原因は心因的なことが要因となっているようです。不登校の解消に向けては、保護者と学校側の連携が不可欠で、定期的な家庭訪問を行っております。また、スクールカウンセラーへの相談等で、心因的原因を取り除くような努力をいたしております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

ひとつよろしく願いいたします。

まず、いじめの問題に関しての件ですが、今、小野課長からいじめの問題に関しては、報告があっていませんという連絡を受けました。その中で、私がちょっとお尋ねしたいことは、元橋下大阪知事、今現在は市長ですけれども、この方が学校の要するに携帯電話ですね、これの持ち込みは小学校では全面に禁止、中学校に関しては、校内の禁止という触れ込みをされました。上峰において携帯電話のそういうふうな取り決めはどのようになっているか、教えてもらいたいと思います。

○教育課長（小野清人君）

携帯電話の持ち込みということに限定して言いますと、小学校では規定はしていません。中学校においては、先ほど松田議員おっしゃるとおり、校内への持ち込みは禁止ということで決めております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

先ほど言ったように、中学校では校内の持ち込み禁止ということではありましたが、この携帯電話というのは、話していればすぐ持っていることがわかりますが、その中で、校内の禁止ということに関して、いじめ問題にかかわってきている内容として、メールという、要するに口ではしゃべらんで、手でもってすれば通じる手段がありますが、その辺の確認的な面とか、注意的な面の発生している状況はいかがでしょうか。

○教育課長（小野清人君）

議員おっしゃるのは、メールによる個人攻撃、誹謗中傷、そういうことがあるかということであろうかと推測いたします。そういうことについてはないものと信じております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

信じておりますと言われれば、あと質問する内容がありませもんで、その言葉でもって発せられれば、私としての質問もちょっと変わりますというか、言いがたくなりますが、やっぱり教育者の立場から見て、管理者であるならば、そこら辺もちゃんと、実際はわからないかもわかりませんが、ちゃんと調べるところ、アンケートを毎週とっておりますとかという言葉がありました。そこら辺に関しても、やっぱり注意するような教育者の立場を——教育者といいますか、事務局になります。そういうところの考えをもっと持ってもらいたいと思いますが、その辺の持ち方の考えをもう一回答弁してください。

○教育課長（小野清人君）

大変失礼をいたしました。あともって議員の質問にあります道徳関係ですね、道徳の教育

の中でも、他人を誹謗中傷するというのはいけないことだという教育がございます。そのようなことで、啓蒙普及をしていきながら、そういうことがないように、必ずないようにやっていきたいというふうに思います。

先ほど携帯の話に戻りますが、携帯の保有率、持っている率を調べてまいりました。中学生では22.15%、3学年でですね。小学校は17.5%保有をしておりました。私も子供がおるんですが、俗に言う有害サイトについては、電話会社で申し込みを行う際に有害サイトには入れないようなフィルタリングと申しますか、そういうことをされていると聞き及んでおります。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今答弁の中で、保有率の件に関して、数字を今述べてもらいました。この中において、今の吉田教育長の前の教育長、八谷先生でしたけれども、その方が答弁されたときには、3年、4年前になりますが、保有者、中学校においては50%という数字を言われております。そういうふうに50%にもかかわらず、今現在、22.15%ですか、減っている状態にありますが、そこはどのようなふうな関係か、またそこを教えてください。

○教育課長（小野清人君）

四、五年前の率でございますので、移動はするものと思いますが、私どもは学校側からの報告でこのような率を御提示したところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

数字は変わるということと言われて、それは当然だとは思いますが。その中で、私がちょっとお尋ねしたいんですけども、小学校は全面禁止、中学校に関しては校内に持ち込むのを禁止と言われましたが、この中では学校、塾の関係とか、いろいろな問題点があるかもわかりませんが、学校内に持ち込むということ自体が、要するに校内だけの問題で持ち込むではいけないということでの話ですけども、校外、門まではポケットの中に入っているんじゃないかと思うわけですね。そういうところの身体検査まですれば、個人的どうのこうのでもた問題になるかとは思いますが、学校内の一切の携帯の使用は運動場とかなんとかでは使っていないわけですか、その辺をまたもう一回教えてください。

○教育課長（小野清人君）

学校敷地内での使用は禁止しております。

○6番（松田俊和君）

私は運動場のことを校内じゃないような話で言いましたが、それは失礼でございました。

それで、やっぱり禁止というところの禁止が、どの程度まで、実際はないということでの話で進められていると思いますが、陰に隠れてする者も絶対おると思うわけですよ。そこで、

その辺の検査というんですか、そこら辺の確認的な面はどのようにとられていますか。

○教育課長（小野清人君）

中学校に限定して申し上げますが、持ち物検査を不定期的に実施しておるということでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

その不定期的に行われているということでの話を今言われて、前の答弁の中で、校内には持ち込みは禁止ですと言われる、その辺の言葉として、特定にやられて、その辺で1件でも持ち込んでいる者がおったかおらんやったかは、あらわれた数字でもって要するに返答が来ているわけでしょうか、その辺を教えてください。

○教育課長（小野清人君）

ただいま不定期的に実施をしているということを申し上げましたが、携帯電話をポイントに持ち物検査をしているわけじゃございませんので、ほかのものもございませぬ。ですので、検査をしているということで申し上げました。報告等は、教育委員会のほうには上がっておりませぬ。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、いじめ問題、不登校問題に関して、携帯電話を例にとって挙げましたが、あといじめ問題、不登校問題に関しては関連すると思うんですよね。やっぱりいじめがあって不登校があらうし、不登校があるから、中身を聞けばいじめだらうし、その辺は卵と鶏になりますが、その辺のやっぱり一番問題は、要するに携帯電話の持ち込みとか、限られたことに関して、守っているか守っていないか、後で道徳問題で話しますが、やっぱり基本は、持ち込むべきでないものを持ち込んでいる者がいるかないか。そこら辺をちゃんと学校側として調べるところにも、やっぱり学校をよくするがための一番手段としての方法ではなかろうかと思うんですけれども、もう一回、その答弁をお願いして、この質問を終わります。

○教育課長（小野清人君）

学校に持ち込んでいる者がいるのかないのかという話なんです、保護者の立場で申し上げますと、部活動で遅くなる。遅くなって帰りの電話を携帯電話からする。それについては、学校側も認めているわけでございます。学校内での使用を禁止している。ですから、生徒については、親御さんと呼ぶ、おじいちゃん、おばあちゃんと呼ぶときは、敷地内から表へ出て、そこで電話をするというふうなことでしておりますので、校舎内に持ち込むなということは言明はできないかというふうに私は考えます。使ってはいけないと。もし使った場合については、それは取り上げていると。それは高校でもそうですので、そういったことをやっているというふうに思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは次に、道徳教育の今後の取り組みについて、執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

松田議員の御質問の道徳教育について、回答させていただきます。

議員も御指摘のとおり、青少年健全育成の中で、道徳教育が一番これからの問題だとおっしゃっておられますが、私もそのように思っております。その中で、道徳の基本は、人間が人として全うな生き方をするために、幼児時代からきっちり親がはぐくむことが一番大切だと、そう思っています。国の教育方針としても、ここ二、三年、子供への生きる力というのをテーマにして学校教育を行ってきています。小学校、中学校ともですね。そのことを踏まえながら、今私の町では、再三今までの答弁の中にも出していただかれましたが、小学校では、朝の時間にボランティアの皆さんが朝読、読んで聞かせる。先生たちが毎週水曜日ですが、朝礼を行っておられまして、その時間にそういったボランティアの人たちによって、読み聞かせを行っております。これが中学校に入っていきますと、中学校は朝読の時間は自分で本を選んできて、自分たちで黙読をいたしております。ぜひ時間がおありでしたら、その小学校はさることながら、中学校の朝読の時間を見ていただきたいと、そう思います。ああ、これがうちの中学生たちかというぐあいに、それは感動というのはオーバーかもしれませんが、感激していただけるものと自信を持っております。私もその中で、時折は朝読のボランティアに参加させていただいております。中学校でも、黙読と申しましたが、黙読とあわせて朝読も行われているわけです。というのは、日本語の大切さというものを子供たちに知らしめる、国語の授業とあわせてですね、そういう体系をとっていらっしゃいます。

そこで、これからでございますけれど、今後の取り組みについてという質問の要旨でございますので、お答えさせていただきますと、朝読は小学校、中学校、そういった形で定着してきましたので、これからは家読（うちどく）、これまでも申し上げたことがあります、家庭で親子の対話を兼ねたきずなづくりと申しましょうか、親御さんが読んで聞かせる。そういう家読というものを実行するように、私どもは図書館で小・中学校、幼も含めてですけど、司書あるいは国語の先生たち合同での連絡会議を持っております。そこで、家読の推進をするようにいたしております。このことにつきましては、以前、原田議員さんからも御指導を仰いでいるところでございますけれども、まだ実践化しておりませんので、よその地域には、まだ見に行っておりませんが、私どもの範囲内では、しっかり家読を推奨しているところでございます。そこでは、重ねてではございますけど、日本語のよさというものを子供たちにしっかり植えつける。そういうことを保護者も含めて理解するように私は訓話し、かつ実践しているところであります。

以上です。

○6番（松田俊和君）

また解説をお願いしたいんですけども、前教育長、八谷先生のときに、先生が言われるには、道徳教育は、学科としては要するに算数、国語、理科、いろいろありますが、道徳教育というのは一番難しいと言われました。その中で、上峰町の学校として、文部科学省から平成19年度において、道徳教育の研究推進校として指定されております。5年前になりますが、今現在もまだ推進校になっているかをまず教えてください。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

指定校は離れておりますけど、続行しております。例えば、そのときに採用したもので、あいさつ日本一になろうというテーマづくりをいたしております。そのことを含めて、今も続行しております。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、内容として、教育長のほうから道徳教育の関係で、あいさつ運動に関しての件を今言われました。私がそこをちょっと今から質問したかったんですけども、先に言われて、ちょっと迷っていますが、このあいさつ運動というのは、道徳教育がなければ、学科のどうのこうのじゃなしに、やっぱり道徳教育という教育が一番メインになると思うんですよ。そういう面において、このあいさつ運動、もう庁舎の上にも上がっているとおり、あいさつ日本一になりましようとして書いてあります。そういうことで、あいさつ運動に関して、進歩はあっていると思いますが、この辺の変化の状況はいかがでしょうか、教えてください。

○教育長（吉田 茂君）

変化の状況というぐあいにお尋ねが来ましたので、釈迦に説法ですけど、あいさつということは、自分が胸を開いて相手に迫る、漢字で書けばですね。自分が胸を開かないと、相手に迫っていけないということがございますので、そのことをしっかり子供たちには植えつけて教師たちはおります。ただ、一部、老人クラブの会議とかなんとかに参加させていただきますと、むしろ逆においたちのほうからしないとできない。すぐ返事は返ってくるけど、向こうからは少ないというぐあいな声をよくしますので、そのことは学校での会議があるたびに申し伝えております。中学校ですから、なおのこと、あいさつ運動をしよう。反抗期に入りかけていますので、むしろそのことは踏まえて、学校は生徒を指導してもらうように訓練を続行しているところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

あいさつ運動の重要さといいますか、その辺に関しては人間性があるから、人間性をよくしましようということでの話を説明していただきました。その中において、今月、中学校

から「ちんぜい」というのが出ています。この中に、目指す生徒像という項目で、全部で5項目あります。これを十分にやっていただければ、一番道徳的な問題のあいさつ運動にかかってくるに関しては大変重要な定義だと思います。その辺の重要性とといいますか、その辺を教育長として、どういうふうに関心しては生徒も当然、学校の先生にも当然かかわってくる問題でございます。要するに、行政的な面もまたかかってくる面、三面いろいろいっぱいありますが、どこにでも関連するこの5項目の内容です。その辺をもう一回教育長として、どういうふうに関心されているか、その辺の内容を教えてください。

○教育長（吉田 茂君）

御指摘いただきました「ちんぜい」の中で、ちょうど校長もことしかわっておりますので、新しい方向づけをという形で取り組んでおります。その5項目は絶対一つとして見逃せないものばかりだと私自身も受けとめております。強くきのうも申し上げましたが、来週の水曜日ぐらいが校長会でございますので、議員さんからもせっかくこの5項目上げておられるから、それが全うするように、全うというのは、完全燃焼化するようにという要請もあったことを伝えたいと思っております。私自身もそのように方向づけを持っていきます。

○6番（松田俊和君）

今、「ちんぜい」の中で、5項目だけを発表しましたが、実際この「ちんぜい」のナンバー3に関して、5月1日付に関しては、先ほど新しい校長先生だからということでの名称を言われましたが、要するに「ちんぜい」のこの伝達事に関しては、素晴らしいことが全部書いてあります。この素晴らしいことを何一つなく完成をするように、今言われましたが、ただ単なるここに書いた文章であっては、何も先ほどから言っていますように、あいさつ運動に関しても達成はしません。また、先ほどから言っていますように、いじめ問題、不登校問題にかかってくる問題もここには書いてあります。すべてがかかってくる、この内容としてのこのページを十分に今後の教育長として、先ほど校長会がもうすぐあるということでは、やっぱりこれらの書いてある内容が本当の基本だと思うんですよ。だからそこをもう一回十分に検討していただいて、学校をよくするがためには、どういうふうなことをすればいいということの定義をきちっと発表して、その発表した内容に基づいて結果を出すような、結果があつてからこそ、この内容だと思うんですよ。だから、結果を今現在、例えで話で失礼ですけども、50%ぐらいしかなかったらば、来年度は60%、再来年度は70%と、10%ずつでも上げていく手段をとっていただければ、教育者としての本当のねらいがあると思うんですよ。その辺の十分なる結果は当然すぐには出てきませんが、答弁を一遍お願いして、この質問を終わります。

○教育長（吉田 茂君）

御指摘、内容等にまで及んでいただきましたので、ありがとうございました。ぜひそれら一つ一つ着実にこれから具現化していくように、学校側と共同参画していく予定です。よ

ろしくどうぞ。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

町内施設の夏季に対しての対応はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

それでは、私のほうから町内施設の照明はということで御答弁申し上げます。

体育施設の体育センター、武道館、それにテニスコートの管理点検についてでございますが、中央公園の保守点検は業者により点検をいたしております。また、点検結果は、中央公園ナイター1カ所につきまして、電気がついていない状況でございます。中央公園ナイターの電球切れではなくて、安定器の故障でございまして、今、修理のほうに出しておるところでございます。

それから、樹木管理は、社会体育施設は老人クラブで契約し、管理をいたしております。また、中央公園は、年間を通して管理人により樹木、芝等の維持管理をいたしております。また、高木や低木で管理できない部分につきましては、業者にて委託をしている状況でございます。

また、中央公園の多目的グラウンドにつきましては、大会前に整備をいたしまして、月1回の整備を行っている状況でございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、各部署の修理の状況及び不都合の状況を発表していただきましたが、その福島課長あてに、こういうところが悪いですよという報告書ですか、結果表ですか、その辺の最終的に受け取られた日にちはいつごろですか。全施設の最終的にここがこういうふうになっていますよという報告書の報告日はいつになっていますか、教えてください。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

報告につきましては、日誌につけておりますけれども、大体1週間から二、三週間の間隔で報告を受けております。

○6番（松田俊和君）

一、二週間、間をあけて報告を受けていると今言われました。私がここに夏季という名称を強いて何でここに上げたかといいますと、私として、もうすぐ学校は休みになりますし、施設を利用する皆様も多くなると思うんですよ。そういうときにおいて、施設の管理をどこに任せて修理をお願いしていますとか、こういうふうにしていますとかと言われるのはいいんですけれども、修理を依頼していますだけじゃなくて、やっぱり夏季になるということは、利用者が多いときには、率先して故障しているところはちゃんと直して使っていただきたい。先ほどから町民センターの話が出ていましたが、それと全く一緒なことであって、やっ

ぱり使いやすくするのが一番行政側の立場じゃないでしょうか。そこら辺を怠っているような現状では、ちょっとばっかし私としては不満ですけども、その辺の考えを教えてください。

○教育長（吉田 茂君）

回答させていただきます。

若干マクロな形での回答でしたので、1週間、2週間さておいているというぐあいな聞こえもありましたので、おわび申し上げますが、すぐ行える分はすぐ行っております。電球切れだとか、いろんなものですね。若干時間がかかる分がそのくらいおくらしているということでございます。即行動はいたしております。お客様は毎日、毎曜見えておられますので、その管理はいたしております。

○6番（松田俊和君）

教育長から改修されるべきところはすぐに改修を行っておりますと言われましたが、そしてたらば、福島課長から言われた改修をお願いをしておりますと今言われているところは、すべて早急にはできないところの修理ばかりでしょうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○生涯学習課長（福島日出夫君）

私の先ほどの答弁につきましては、我々職員でできる分は毎日と言っていいほどチェックをしながらやっている状況でございます。あとその分の委託につきましては、作業量が多いものですから、その分については委託に出しているという状況でございます。

○6番（松田俊和君）

今度は職員のできる範囲でという言葉が違ったような内容で発表されましたが、やっぱりどこかの要するに管理人の方とか、老人クラブとか、いろいろお願いして、そういうふうな改修面を待っておられると思います。行政の職員の方でもやっておられるところがありますが、やっぱり私が先ほども言いましたように、夏季という夏季、この限定した内容は、毎年決まった内容の期間なんです。私が言わんとするところは、せめて学校の休みの期間、そのときにおいては、不都合のないような状態で、すべての状況が万全な格好で保つということが改修をするならば、するなりに7月20日から8月31日まで休み期間というのは、毎年絶対変わらない期間なんです。それにもかかわらず、先ほどから改修をお願いしていますとか、どうのこうのと理由を言われるのは簡単ですけども、やっぱり運動をする者からすれば、やっぱり不都合な面があったら、何だこの格好でとしかないわけですよ。やっぱりその辺を前もってちゃんと決めてするような努力をしてもらいたいですけれども、今後の方針はいかがでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

御指摘のとおり、即刻できるものは即刻するという行動に移していきます。今申し上げた

中でも、管理を頼んでいる分が若干おくらせていた分でありまして、課長も申しあげましたとおり、私ども職員で毎日管理している公園の昼間の管理だとか、そういったところで電球の切れが発見できたりしている分はそのときにしております。少しおくらせている分は安定器と申しまして、電気じゃなくて、基本になる機器でしたので、おくらせているという意味です。できる分は即刻つけ直しをするようにして、夏休み期間中にいろいろな問題が発生しない前に準備するよういたします。

○6番（松田俊和君）

また苦情ですけれども、この問題に関する質問事項は、全く同じ名称でもって、4年前にもこの同じような質問をさせてもらっています。そのときにおいても、今、答弁、2人からいただきましたが、全く一緒のような答弁です。職員でしていませんか、管理人でしていませんか、いろいろ言われましたが、私が言わんとするところは、先ほどから何遍も言っていますように、この夏季の期間中は毎年決まった期日なんですよ。ここにもかかわらず、毎年毎年こういうふうに管理人をお願いしていますとか、職員でできる範囲でしていませんか、できる範囲のできる範囲は、いつまでだったら、そんならできる範囲なのかも教えてもらいたくなる感じになりますが、やっぱりびしっと予定を組んで、悪いところの面に関しては、日誌が毎日出ているから、それを見てから工程をはかどっておりますと言われますが、やっぱりその辺は時間がかかるようなものだったら、来年までにはしますとか、期間の期日を決めた内容の、要するにちゃんと工程の決まった内容でとってもらえれば、今現在もうすぐ夏休みになりますが、今からでは間に合わないところが結構あろうとは思いますが、やっぱりその辺をびしっとするのが行政の役目であって、この辺を今修理をお願いしていますとか何とか言われる時点が、私としては、言葉悪いですけれども、工程の管理の怠慢じゃないでしょうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（吉田 茂君）

御指摘いただきました工程の怠慢という言葉まで出たんですが、私どもは発見できた分で、私どもで処理できる分はいつでも即刻やり直しをいたしております。夏休み期間中にいろいろなものがないようにですね。これからも十分管理をしていく予定です。

○6番（松田俊和君）

先ほどから何遍も言っていますとおり、今後十分なる努力をいたしますという言葉は、毎年聞いております。けども、先ほどから言っているように、万全なる体制というのは、それは金がかかるから、それができないかもわかりませんが、私から言わせてもらえれば、まだ完成していない改修の場所ですね、それもまた費用の面にかかってくるから、ちょっとまずいとなるかもわかりませんが、やっぱり1年越し、2年越しには万全なる体制をとるような状態の立場に持ってもらおうように今後十分なる努力をお願いして、また来年の今ごろにまた質問するかもわかりませんが、そのときには絶対にあそこが改修を予定していますとかな

んとか発してもらわないような状態をお願いし、私のこの質問を終わります。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

交通安全面について、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私からは松田議員さんの町内の交通安全対策の取り組みということで答弁申し上げたいと思います。

安全・安心のまちづくりということで、交通安全面につきましては、随時取りかかりを行っているところでございます。今年度につきましては、これも随分前の議会の一般質問や子供議会で出ておりましたけれども、社会体育館東側水路の防護さくの設置及び町道米多坊所線の重松鉄工所より南、ここにつきましては、これも数年前ですね、水路に子供が落ちたということで、また避難道路の工事の完了後、この地区につきましては、随分家等が建ち並んでおり、その水路についても危険な状態ということで歩道設置の要望もありました。そういうことで、社会体育館の東側水路については防護さくの設置、また先ほど言いました米多坊所線の重松鉄工所の南につきましては、避難道路までの区間の水路上への歩道の設置というようなことで、安心・安全のまちづくりとして、交通安全面についても随時行っているところでございます。

そういう中で、前回も松田議員より御質疑がございました前牟田の学習等の東側の水路等については、これについては、実は県のほうの事業の中の県営クリーク防災緊急応急対策事業、これは町道の横の水路における護岸工事でございます。護岸工事といっても、くいさく工事でありまして、そのくいさく工事の対象水路になっているところでございます。そういう中で、今年度につきましては、その水路のくいさく工事を県のほうで行いますので、その行った形、要するに道路とのりとの形の中で安全面を考えながら、この工事が完了した後、随時そこについてもガードレールの設置を予定しているところでございます。

以上です。

○6番（松田俊和君）

今、江崎課長から報告されました、先ほどの学習施設の東側の水路の面に関しては、今現在、まだ何にもやっておられなくて、私が3月の議会で質問をさせていただきました。きょうまで全然私としては、どういうふうにしますとかという説明も何もありませんでした。今聞いてちょっと戸惑いましたが、私としては、これちょっと余分なことになりますが、そういうふうには危険度の高いところにおけるお願い事に関しては、やはりこういうふうに決まりましたからといいますか、検討するようにしましたからとかという、そこら辺の内容は、私が3月にして、今は6月で、3カ月たちますが、その辺の途中にでも構いませんもんで、わか

った範囲で早目に教えてもらうような立場を、質問者に対してはお願いしたいんですけども、まずその辺から伺います。

○振興課長（江崎文男君）

先ほどの松田議員の質問の中、大変失礼いたしました。今後はわかり次第、早急に御回答ということでいきたいと思えます。ただ、この水路につきましては、全線が約1,700メートルぐらいの区間でありまして、県との協議で、なかなかその予算的なものできないということで、このごろやっと全延長をやるという回答がございました。そういう中で、まずきょうの議会の回答ということになったことをおわび申し上げます。

○6番（松田俊和君）

ただいまの件は早期なる実現をよろしく願います。

次の点にちょっとお尋ねしたいんですけども、今現在、個人名を言って失礼ですけども、野口機工さんの会社のすぐ東側の水路ですね、あそこの面に関して約10,000千円予算が上がっております。上がっているのは結構ですけども、これの実現はいつごろになられますか、そこをまず教えてください。

○振興課長（江崎文男君）

先ほども触れましたけれども、米多坊所線、野口機工さんのところから南のほうに行って、東西2号線の避難道路までの区間ですけども、これにつきましては、特定防衛施設関係の交付金の中でやる予定であります。そういう中でまずもって防衛省のほうに予算の交付申請の手続をまずとるような形になりますので、その手続の中で決定が来てから、工事発注という形になるかと思えますので、もうしばらくお待ち願いたいと思えます。

○6番（松田俊和君）

つかぬことを聞いて失礼ですけども、防衛省の関係、要するに今現在、見積もり中といえますか、査定中ということで話を伺いましたけれども、防衛省というのは、小さなところではありません、日本全国大きな省です。そういうところの見積もりをとられて、検討中ということをお聞かされていますが、結果的に出るのは、いつごろになるわけでしょうか、教えてください。

○振興課長（江崎文男君）

まず防衛のほうに補助金の交付申請を6月じゅうぐらいにやるようにしております。その交付申請の結果、決定額が来てからしか発注等ができませんので、決定額が来てから、要するに実施設計、それから工事発注ということになりますので、秋ぐらいにはなるかと思えます。

○6番（松田俊和君）

ひとつ秋ごろということですけども、せめて遅くとも年度内にはお願いしたいと思います。すもんで、その辺、十分なる御配慮のほど、願います。

次に、交通安全の面に関して質問ですけれども、要するに交通安全の面に関しては、ガードレール、カーブミラー、いろいろとハード面がかかわってくるものですが、私がつくづく上峰町内を車を運転して一番目立ってくるようになったのは、白線関係ですね。交差点の中には、枠組みつくって十字路を書いたり、側溝、要するに道の両端には線を引いたりしてありますが、その白線自体が大概消えて、何か見えなくなっているような現状が多く見られます。そういうところの要するに補正面といいますか、行政側から率先してやるというふうなめどは立っておりませんか、教えてください。

○振興課長（江崎文男君）

この白線、外側線、センターライン等についても、前回、寺崎議員さんのほうからの質問があったかと思います。そういう中で、寺崎議員さんの質問のところの中学校と社会体育館の前のセンターラインの関係なんですけれども、そちらを見に行ったときに、センターラインにつきましては、この前、説明いたしましたとおり、あそこについては、道路幅員が足りないということで、センターラインについては引かれないという御答弁申し上げましたけれども、すぐ西側のヤクルトハウジングから社会体育館あたりの道路をちょうど見ましたところ、あそこについては、外側線、センターラインがあります。ところが、今御指摘のように、消えている状態であります。そういう中で、これはちょっと私たちも最終的には、それと御指摘のように、結構センターラインとか外側線が消えたところがありますので、まず調査を全部して、それから対処していきたいと思っておるところでございます。

○6番（松田俊和君）

課長から、今から対処していきたいという言葉が寄せられましたが、そしたらば、今現在は、まだその辺の白線がどこの場所で、どういうふうに消えているとかという、その辺の確認はまだ一切されていませんでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

全地区の町道に至っては、まだ把握はできておりません。ただ、一番大きいところによりますと、工業団地の中の道路、ああいうところについても、外側線、センターラインが消えているような状態です。よって、急ぎ全地区の町道についての調査をいたしたいと思えます。

○6番（松田俊和君）

今の対応に関しては、早急なる対応を期待しております。ひとつ御配慮のほど、よろしく申し上げます。

別の項目でちょっとお願いしたんですけれども、交通安全の面に関して、今現在、同僚議員からも質問が出ましたが、きのうも小学校の駐車問題でいろいろ問題になりましたが、あそここのところに、今現在、西門のほうは改築されましたが、私としては、前々回かに質問があつて、北門の門扉をつくったらどうでしょうかというふうな話が出ておりました。そした

ら、いろいろとまた問題点がありますもんで、検討しますというふうな内容でありましたが、きのうの話のとおり駐車問題に関しても問題があるし、不良者の進入の面に関しても問題がありますし、実際まだ不良者という方が実際実現していませんから、一番いいことでありますが、いつ何時どういふふうになるか、今現在の世間を見ていると、どうなるかわかりません。何か事故があつてから、あつくとけばよかつたということじゃなくて、やっぱり学校の学童問題に関しては、町長も前から言われたとおり、福祉と教育に関しては、何でもやりますと。財政面の問題がありますが、何でも率先してやるようにいたしますということを言われました。

その中で、きのう北島企画課長が言われましたが、優先順位ですね、どこの場所が優先順位の上位になりますかと、北島課長に問い合わせがあったときに、危険度が高いものが優先順位は高いと。高いというか、程度は重点に持っていくということでは、先ほどの小学校の北門の門扉に関して、つくるとすれば、優先順位はどのくらいの位置にあるか、そこを教えてください。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質疑でございますが、小学校北門の門扉のことだと思いますけれども、これも高い位置にあると思っております。この優先度をどうつけるかというのは、確かに優先度とは別に財政的なものがあり、財政を除いたところで優先度はあると思っておりますが、優先度としては、いろんな影響幅を考えなきゃいけないと思っております。その問題によって、その予算をつけることによって、どれぐらいの問題が解消できるかということを中心と考え、と同時に、こうして財政的なところを見ながら考えるべきだと思っております。この門扉については、比較的高い優先度にありますけれども、同時に、ほかにも小学校周りについては、いろんな要望等が上がってきております。それらを一斉にやってしまったほうが、場合によっては、その問題の解消が大きく効果としてあらわれるというふうなこともございまして、ただ、今、済みませんが、具体的に申し上げられないところが、はっきり議員はいつもせよと言われますので、大変恐縮ですけれども、いろんな御意見が小学校に上がってきている、また要望も上がってきている。それらをかながみて、北門の門扉、フェンス、1年保留をしているというような状況だと理解していただければと思います。

以上です。

○6番（松田俊和君）

町長から返答をいただきまして、いろいろ私としても考えたいことと申しますか、考えることがあります。やっぱり学校教育問題の問題において、私は1項目めで別の問題点、道徳面に関していろいろ言いました。今度のこの交通安全の面に関しては、学校教育の場として、やっぱり先ほどから言っていますように、不審者が入ってきて、何か起きたら、それは取り返しがつかない状態になります。それよりも以前に行政面というのは、そこら辺が

ないようにするのが行政の役目であって、財政面がどうのとかという財政面がよく言われます。それで後は検討しますとか、考えますとかになります。私は学校教育の場として、やっぱり一番重要な拠点だから、問題点があったら、そこを最重点に考えてとっていただかないと、先ほどから何遍も言いますように、何かがあってからでは、どうしようもないわけです。やっぱり率先してやって、やっとなってよかったと言われるような状態をとっていくところに、財政がなくて借金になるかもわかりませんが、その借金は要するに人の体から見れば安いものです。やっぱりそういうふうに考えれば、皆様の値打ちをつけたら失礼ですけども、やっぱり重要な体をなくしてしまってから、何千万円の、億になるかもわかりませんが、幾ら借金しておってでも、やっぱりそっちが大切ではなからうかという考えを持っていくような行政になってもらいたいんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

繰り返しになりますが、財政的な面でこの北門の門扉がとまっているわけではございませんで、ほかのさまざまな案件で、より大きな効果を現出させるために、1年保留をしているという状況でございます。財政的な面も当然考えていく必要がありますが、この北門の門扉については、そういうことでございますので、御了承いただければと思います。

以上です。

○6番（松田俊和君）

これで最後の質問になりますが、先ほどから何遍も同じことを言いますが、北門に関しては、その門の扉の問題だけじゃなくて、やっぱりあそこに入って行く、要するに幼稚園側から入って来るところの歩道の面ですね、要するに狭いもので、あそこを広くせんといかんとかという問題も出てくると思います。そうすると、門扉をただ単なるつくった状態ではまたまずいだろうし、だから門扉をつくったならば、つくるなりに、先ほどから町長も言われましたとおり、門扉だけの問題じゃないということはよくわかります。そういうふうにスケジュールを決めて、今、1年以内とかという言葉がちょろっと出ましたが、やっぱりきちんとそういうところの考えを持ったような状態を十分にとってもらうように、今後、予算的な面に関しては、何年計画、何十年計画じゃちょっとまずいんですけれども、何年計画とかという計画的な面の面をつくってもらうような行政になってもらいたいんですけれども、その辺の答弁を伺って私の質問は終わります。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

6番松田議員の御質疑でございますが、これは子供の安心・安全を考えるために、最適な計画でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

以上で6番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時25分まで休憩いたします。休憩。

午後2時7分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○9番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。私が最後の質問者となりました。職員の皆さんたちは2日間大変お疲れ
と思いますけれども、答弁のほうはわかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

通告書に従いまして、3点ほど質問いたします。

まず1点目、財政改革についてということで、財政を健全化するための歳入増の計画、考
えはということでお尋ねをしていきます。

改革の中の2番目として、歳出を減らすための今後の対策はということで答弁をお願い
します。

大きな2点目、安全・安心のまちづくりについて。

安全・安心のまちづくりに対する現在の状況はということで、ここ1年間に子供たちに声
かけが何カ所かあったと聞いておるが、内容を説明していただきたい。

安全・安心のまちづくりの2点目として、今後、町民と子供たちが安全で安心して住める
よりよいまちづくりの考えはということで質疑をしていきます。

それから、大きな3点目、町の活性化について。

これは、第1番目に5月20日の日に第1回目の町民市を開催したが、上峰町民市などのイ
ベントは町の活性化につながると思われるので、今後町としてのPRなどの取り組みはどの
ようにしていかれるのか、お聞きをしていきます。

活性化の2番目として、鎮西山さくら祭り等のイベントも町の活性化につながるとわれ
るが、これは上峰商工会が軸となり、一般町民の方々や行政、議会等ほとんどがボランティ
アでさくら祭りを実行されました。今後の計画はどのようにされているのか、お尋ねをして
いきます。

それから、3点目に鎮西山さくら祭りと歩こう大会を一緒にできないものか。

以上、大きな項目で3点、中身については一問一答方式でよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に財政改革についての①財政を健全化するための歳入増の計画、考えについて執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

失礼します。質問事項の1、財政改革について、①財政を健全化するための歳入増の計画、考えはとの中山議員の御質問にお答えをいたします。

歳入の増加策として真っ先に上げられるものは、本町の歳入の33.6%を占めております町税の収納率向上であろうと思います。本町では、県滞納整理推進機構への参加と税務担当職員の努力によりまして、平成21年度決算で現年度分の徴収率が97.9%、平成22年度は0.6%向上しまして98.5%、平成23年度見込みはそれよりさらに向上しまして98.8%というふうになる予定になっております。今後も各担当の努力に期待をいたしたいというふうに考えております。

また、本町の財源状況を見ますと、平成22年度決算におけます自主財源比率が43.4%というふうになっております。県の平均が36.4%ということでございますので、本町は平均よりも7%高くなっております。このことから、本町が県内ほかの自治体に比べ、自力で財源を確保する力を有しているということを示しているというふうに考えております。

さて、新たな歳入増の計画でございますけれども、応能応益性を十分に考慮した上で、保育料につきまして平成22年度から平成24年度の3カ年をかけまして見直しを実行させていただきました。また、可燃物指定袋も隣接自治体を調査した上で平成22年の4月から1枚につき消費税込みで35円から40円にということで改定をしております。現在のところ、このほかに町民の皆様方に新たに御負担をお願いするような計画はございません。

自主財源の確保の面から、本町の長年の懸案事項の一つとして遊休資産の売却というものがございます。厳しい国内経済状況が続いている中では、なかなか思うに任せないところではございます。町有地の一つであります堀川跡地は、売却が実現するまでの活用策といたしまして、公共事業により発生しました残土のストックヤードとしてその用地の一部を貸し出し、年間1,000千円の使用料を得ております。今後とも、この堀川跡地を売却できるように、その実現に向けまして関係機関との連携を密にし、努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○9番（中山五雄君）

それでは、まず町長のほうにお尋ねをします。

上峰町の財政状況はよいと思われているのか、今現在ですね。それともまだまだ厳しい状況下にあると思われているのか、その辺をお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員にお答えを申し上げます。

これは施政方針で、22年の決算をもとに23年の施政方針を書いた際にも申し上げましたが、これは今の財政状況、小康状態であります。財政健全化を意識しながら、住民サービスの延伸拡充に努めていくという方針にしておりますが、それはこの財政状況がまだまだ小康状態で、つまり起債を伴う事業を大きくやってしまうとまた財政的に困窮する状況にもなり得るし、住民サービスの延伸拡充を行わせ過ぎないのも町民にとっていいことではないという視点の——視点といいますか、そういう状況だということで小康状態という表現を使わせていただきました。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、町長の答弁では財政は小康状態だということで、まだまだ厳しい状況下にあるということだと思います。

それで、去年の当初予算では3,292,529千円、今年度の当初予算では3,430,917千円組まれているが、去年と今年度の当初予算では138,380千円の増になっておりますが、これは補助金とか、委託料とか、その他いろいろなことに増をされていることだと思います。それとは別に新しい必要なことも入っておりますが、それなりの理由があつてこういう予算をつけられたと思いますが、今年度上げたものを来年度下げることは簡単にはできないと思います。補助金あたりは特にですね。そういう状況の中で、これは本当に計画的に予算の枠組みをされたものか、中にはいろんなばらまきじゃないかなという話も出ておりますから、その辺の説明をきちっとしていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質疑にお答えを申し上げます。

平成24年度当初予算一覧の中でございました補助金関係、代表的に農地・水等の補助金のことを思われておられるのかもしれませんが、各種団体の補助金もありますね。各種団体も10%増額と。

まず、各種団体の補助につきましては、10%増額してきた経緯は、21年度を底にまず、たしか記憶では単年度、1年度目が5%増額で——失礼しました、据え置き。2年目に5%、それで、今10%増額だったと記憶しております。後ほど担当課長からその辺のことについてもお伝えしたいと思いますが、これは、これまで財政的に困窮してきた中であつて、住民の皆様にご迷惑をかけないという視点でかなりの要望もございまして、とても委託料として、補助金として不十分だという視点もございましたので、この間、増額を見てきたところでございます。財政の状況が少しずつよくなるにつれ、少しずつ増額幅をふやしているというようなことでございます。

また同時に、農地・水等の補助金につきましては今年度からの実施ということで、今、担当のほうで地区説明会を終え、交付申請等を行っていただいているということですが、この事業は私は使わなければいけない補助金だと思います。町の持ち出しが少なく、国費を入れながら、本当は単費で行えばかなりの額がかかる農業周辺、水路周辺の除草やら地域の環境整備を国費を活用しながら、要するに単費であれば面積的にはどれぐらいかかるんでしょうか、今の予算の何倍もかかるというところを少ない単費でより大きな効果を上げるためという視点で行っているところです。

実は上峰町のみです、新規地区がこれだけ多いのは。ほかの地域は既に導入をされていて、地域の輪の醸成、また、水路周辺の環境整備等ができてきたということでございます。

補助といいますのはその辺のところかなと思いますが、この農地・水に関してはいつまでやるのかということでしょうけど、5年間ということを決まっておりますし、各種団体の補助金につきましては、10%増額を財政状況を見ながら、その都度考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

補助金とか、新規事業とか、上げるのを私はだめだと言っているわけじゃありません。必要ならば上げなくちゃいけない、それは私も賛成のほうなんです。ただ、1年間で約140,000千円の増になっております。それだけ今後増にしていったら財政はどうなるかと我々は心配です。

そこで、行政として、町長として、要するに財政を健全化するために歳入増の考え、その辺をさっき企画課長は税の収納が33.6%ということでかなりいいということでは言われております。それはよそと比較してで、上峰にとっては財政が厳しいから私はよいとは思えません。だから、その辺はもっともっと努力をするべき。ただ、税収だけの云々、納税をしてもらうだけの云々じゃなくて、ほかにいろんな——私はこのごろ、全国議長、副議長会の研修に行きまして、東京から浜松に行くときにモノレールに乗りましたところ、武雄市がモノレールの中に企業誘致の宣伝をしてありました。坪30千円ということでそこまで、やっぱり東京まで宣伝をされているということで、ああ進んでいるなど、やる気があるなということで議長と話をしましたが、金額的にはかなりかかるやろうなという話もしました。上峰もその辺もう少し、一歩じゃなくて、二歩三歩前に進まないで、今、佐賀県の10市10町で3番目、町で一番悪い財政の状況でしょう、上峰町は。そういう中で、上峰町はもう少しやる気を出して、それを言えば私はやる気はありますよと町長は言うかもしれませんが、私がこう見ただけではやる気が本当にあるかなという感じしか受けられません。

そこで、本当に税収だけじゃなくて、企業誘致関係のその辺を努力しないと上峰町は栄えないんじゃないかなと。今後、その辺をどのような努力をしていかれるものか、前向きに考

えますとかなんとかじゃなくて、こうやりますということをお願いしたいと思っております。ぜひお願いします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質疑にお答えいたします。

先ほど答弁漏れがございましたので、ちょっと加えさせてもらいますが、計画的に財政健全化に取り組んでいるかと、歳出が膨れているということでお尋ねでございましたが、今現在は24年度開始の総合計画をもとに先般も議論がございました中財をしたためて、そのもとに施政方針と整合させて行っているという意味で計画的に行っていきたいということで考えております。

引き続き今回の御質疑でございますが、歳入増のための企業誘致という意味で言えば、今も交渉中です。議員と正副議長さんに御足労いただいた後、5件、私に直接お話がっております。今も、これは不動産会社、また建設会社からの打診がございまして、現地を見に行ったりしておるところでございます。引き続き進捗が出るまでこれは申し上げることができませんけれども、なお一層努力をしていきたいということで御理解いただければと思います。

また、歳入増についてなかなか取り組みが見えないということでございますけれども、私どもも要望等を繰り返す中で歳入増については取り組んでまいりました。こうした御答弁は必要ないと思われるかもしれませんが、特防の交付金、また、近年の特別交付税等ございまして、県に財政健全化の評価をいただき、本町だけ21年から23年の伸び率は49.8%ということで、今現在、特交は130,000千円いただいております。76,000千円程度だった20年の特交がそういう状況になっているということで、そうした要望活動の効果も出ているという意味で、歳入増には取り組んでいるということで理解していただければと思います。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、町長の答弁では特交130,000千円いただいているということで言われましたが、それに甘えていて、それが来なくなった場合に上峰町はどうなるかと。今、目先のことだけじゃなくて、5年、10年先のことを我々は考えているんです。子供たちに借金を残したくないという考えなんです。

さっきの答弁に戻りますけれども、北島課長が税収が33.6%ということで言われましたが、財政を豊かにするためには、まず企業誘致が簡単にできないならば、不納欠損をなくし、滞納者を減らさなければ収入増にはつながらないと思うんです。まず、目の前でできることはそれじゃないかなと。

だから、私は何年も前から言っておりましたが、要するにこういうことを言っちゃいけないかもしれないけれども、例えば、半年後に差し押さえをやりますよということを本人さんに伝えれば、やっぱり近所の目というものがあるからどうしても納めると。白濱税務課長

が最近はそのようなことで納めるのがふえてきましたということでほかの同僚議員の質問の中でそれを言われましたから、それをあえて言うつもりはありませんけれども、そういう努力をやらないと何一つよくなっていかないんじゃないかなど。

だから、まず不納欠損は絶対出さない。滞納者を減らしていくこと。例えば、今100件あるならば、それを一遍で半分といってもできないかもしれませんから、60件、70件になすとか、そういう形にしていけないと私はできないんじゃないかなど。

それと、私は町長にもう1つお願いですけれども、町長はそれは確かに頭も切れて頭もいいかもしれませんが、でも、1人の頭、1人の考えでは1人だけなんです。職員さんがこれだけ、71名おられます。いろんな方たち、特にまず課長にいろんな話をし、相談をし、そして、知恵を自分が何というんですか、もらって進めていかないと、町長だけで町というのはできる問題じゃないと思うんです。

だから、その辺を今後どのようにしていられるのか、もう少しですね、私がこう見たところ、これは本当に町長に失礼かもしれませんが、ちゃんとやっていますよと言われるかもしれませんが、今の課長連中と町長が本当にそうね、ああ、課長そがねえというような話があるかなど、私はそうとれないんです。だから、その辺、町長の課長に対して、職員に対して今後の対応を聞かせていただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

9番中山議員の御質疑でございます。

職員等の、財政健全化をもとに方針を示しておりますけれども、それらの取り組みについて触れながら、職員がどれぐらい本気になって町の立て直しに努力しているかという部分をお知らせさせていただきたいと思います。

町税収入の確保という意味では、これは税務課のほうでコンビニの収納機会、働くお母さんから御評価いただいた収納機会増をしながら徴収に注力するため、収納係を設置しました。また、公売等によりまして差し押さえ物件の換価をしていただきました。これによって地域の、きょうは例でございますが、地域の問題も解消されたということで、これはまさに職員が知恵を働かせていろんな情報をもとに努力してきた結果であると思っております。

また、使用料、手数料などの受益者負担の適正化も取り組んできていただいております。これは振興課で下水道の使用料の適正化ということで、事業所の従量制の導入やら、保育料の国基準への段階的対応を、これは住民課のほうで初年度だったと思っておりますけれども、行っていただきましたし、一般廃棄物処理手数料等も見直しを行っていただきました。

また、議員からお尋ねの企業誘致ですけれども、これは「企業立地のご案内」という冊子をつくりながら、県の内部、工業開発推進協議会の中で時間を設けてもらって、職員が調整をしながら、そのPRの機会をつくったりと、細々したことを申し上げれば、数限りなく役場の組織は職員で回っており、職員が意識を先に立たせて健全化を進めてきたから私も堂々

とこうして発表ができる関係にあると思っております。

今後とも職員の力を活用しながら町の発展に努めていきたいと思っておりますので、御指導方をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、町長が職員の方たちと一緒に今後やっていくということでは言われましたが、我々議会も行政側に当然協力するのは当たり前のことであって、やっぱり町長ももう少し打ち解けて腹の中から職員さんたちと話をし、もう少し協力をしてもらい、我々も町長がこの辺は議会としてもどうですか、協力してもらえんのですかという形で進まない、上峰町は、あいがそがん言いよるならおらでけんばいというような話では全く前に進まないと思いますから、まず企業で言えば町長は社長と一緒になんです。人を使い切らんかったら会社は伸びません。そういうことで、ひとつ職員の皆さんたちと一丸となって我々議会も支えていきたい、そう思っておりますから、今後とも努力をしていただきたいと思っております。

この質問はこれで終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

②の歳出を減らすための今後の対策について執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

失礼をいたします。財政改革の②の歳出を減らすための今後の対策はという中山議員のお尋ねでございます。まず、私のほうからお答えをさせていただきます。

この歳出を減らすための対策といたしまして、1つに財政規律の確立というものがあるかというふうに考えております。厳正に審査した上での財政計画の策定、財政計画を遵守した当初予算の編成、当初予算の重要性、普遍性の共有、安易な補正予算の削減、こういうことによりまして、そういう規律の実現をしていきたいということで考えております。

次に、もともと予算に織り込みます事業のことでございますけれども、事業に取り組む姿勢というものがまた問われるというふうに思います。一般財源の持ち出し及び起債の抑制、交付金の活用、緊急性、必要性、想定される効果の見きわめと、そういうことを厳密に行いまして、実際に事業を実行すべきなのかどうかを慎重に検討する必要があるかというふうに思います。

最後に、財政健全化への熱意というものがあると思っております。財政健全化指標を常に見据えた効率的な財政運営の実施、国、県の動向の把握、これらによりまして常に健全化を意識してまいりたいということで考えております。

以上のような点を踏まえまして、無駄を省き、経費節減に努め、組織的かつ計画的に財政再建への取り組みを今後とも実践していくことが何よりも大切ではなかろうかというふうに

考えております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、北島課長の答弁で財政健全化を常に考えておりますということで、それは立派な考えでありますけれども、その割には歳出が非常に多くないかなど。その辺をもう少し町長、いろんなところに補助関係も出しておりますが、節約される分、これは補助を出しておりますけれども、幾ら何でも道具が多過ぎるとか、人が多過ぎるとか、そういうこともあると思います。その辺のチェックを各課の課長さんたちにしてもらって、これは町長だけでできることじゃないと思うんです。そういうこともやっていかないと歳出の削減にはつながらないと思うんです。

それと、3月議会でもいろいろありましたが、課設置の云々でやっぱり統廃合をやって、機構改革をやって、それをまた1年のうちに何回もやるような、そういう行政のあり方では、これは私は納得いかなないと。決めたならば、私は計画性を持って何事もやってくださいという質問をしております。計画性がなくて、またいろんなことも出ておりますが、今、私も言いたいことは、要するに歳出の件でいろいろ副町長の件も支障があると、それは確かに支障があっている部分もあるかもしれません。ただ、私は今はじっと我慢のしどころじゃないかと、そう思います。私は歳出のためにそれは言っているんです。

すべて自分たちが——今、国会でもいろいろあっておりますが、国民の人たちが国会は要するに議員は減らさないで我々ばかりに負担をかけると、何事かというごたる意見も大いに出ておりますが、そういうことで上峰町も一つも変わらないんじゃないかなど。やっぱりまずトップが辛抱して改革をしていかないと、下々はそれにはついていけないんじゃないかなど。その辺どうお考えなのか、町長、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質問でございますが、総じて計画をしっかりつくって、履行してやっていくんだということが大切だという御指摘だと思います。そのとおりだと思いますし、その方向で考えていかなければと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、町長の答弁で今後は計画を立ててしっかりとやっていくということで、それは間違いないと思います。議場でこれ、はっきり言われたものですから、計画性のないようなことを今後やらないでください。もしその場合は反対をします。

以上で質問を終わります。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

安全・安心のまちづくりについて、まず最初に、安全・安心のまちづくりに対する現在の状況について執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

中山議員の質問、安全・安心のまちづくりのまず第1番目に、現在の状況、これまでの分の御報告をさせていただきます。

事故が発生したときは、即鳥栖署または神埼署、あるいは私どもの管轄事務所である三神教育事務所から羅針盤でメールが送ってきます。それによって即、私どもは管理の小・中学校へも連絡をとったりしております。昨年までは、私どもの町民センターの南側のところではっきり申し上げまして2件ほど、子供たち、小学生に対する声かけ事案がありました。しかし、ありがたいことと言うべきか、ことしはそれがありませんで、そのかわり北側の切通南のポートピアのところで高校生に対する案件が2件ありました。それはすぐ三養基高校の女生徒ということがわかりましたので、高等学校にも報告が行っております。

以上が現況でございます。

○9番（中山五雄君）

昨年2件、町民センターの南側であって、ことしは場外舟券発売場に入るところで2件あったと。これは高校生だったんですかね——ということでありましたが、教育長、上峰町の教育課として、それと学校の先生たちに対しての指導なり、注意なり、それから報告なりはどのようにされたものか、お尋ねをします。

○教育長（吉田 茂君）

報告させていただきます。

すぐ小学校、中学校にはもらった羅針盤のメールはそのまま流しておりますが、私ども課長、あるいは私が出向いて、また係の森園も出向いて学校に報告をしております。学校側では即職員会議を開いていただいて、全教職員へ通知をしていただいております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

教育長、今、学校側には連絡したと。先生には報告をしたと。子供たちにこういうふうなことがありましたから注意をしてくださいと呼びかけをされましたか。

○教育長（吉田 茂君）

お答えさせていただきます。

はい、連絡をしたときは、必ず子供たちにも連絡をしていただくように申し上げております。次の日の全体朝礼をすぐ行っていただいております。まとめた経験では、きのうも申し上げましたけど、県のボランティアグループから指導を受けて、いろんな模擬事案例、声かけの事案例ですね、そういったものの模擬テスト的な実際の実演と申しましょうか、そういったものも行っていただいております。その会議には私どもも出席させていただいております。

す。

○9番（中山五雄君）

子供たちにも申し上げております、それと朝礼で言われておりますということで、朝礼には教育長がかたられましたか。それと、これは町長には報告されましたか。それと、いろいろな声かけがあった子供さんたちの親にも連絡をされたものか、お尋ねをします。

○教育長（吉田 茂君）

報告させていただきます。

申しわけありません。学校の子供たちの朝礼には参加いたしておりません。ただ、次のいろんな実例のモデルプレイをしたときには参加いたしております。子供と一緒に状況を把握しております。

町長には逐一報告していない部分があります。お断りいたします。すべてをとという意味です。大きいのはしております。（「親御さんには」と呼ぶ者あり）

保護者には学校側でPTA総会やら、それから授業参観日にその後会議をして、報告をされています。つい先日、総会もありましたので、その席上でも全員にお知らせをさせていただいております。済みません。

○教育課長（小野清人君）

親御さんに対する報告ということでございますが、事案が発生したら事後報告が小学校、中学校のほうに参ります。いつぞやも私が議員の質問に答えたんですが、安心メールというのがございまして、それを管理職のほうからパソコンで打ち込みますと、安心メールを登録された親御さんにメールが届くという手はずになっております。そういうことで、即座に保護者の方にはそういう事案があった場合は報告が行くようになっております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

先ほど教育長が町長にはすべては連絡しておりません。上峰町の一番トップは町長ですよ。安全・安心のまちづくりというのは、先頭立ってやっております。だから、そういうことがあった場合には、まず町長に伝えるべきじゃないですか。私はそう思います。町長がすべて我がでわかるはずがありません。連絡がないとわかりません。だから、私とその辺、職員さんと町長の話し合いがとれていないと。

それと、今、小野課長から答弁がありました。要するに親御さんたちは共働きで出てあって、残ったのはおじいちゃん、おばあちゃんのところもあると思います。メールというと、おじいちゃん、おばあちゃんではメールをし切らないという人たちにはどういうふうな連絡をされているものか、答弁をお願いしたい。

○教育課長（小野清人君）

そういう事案が生じるのは声かけ事案でございますので、小学生、中学生が下校時におお

むね発生する可能性が多いです。今、お父さん、お母さん、職場に出られている家庭も多いと思いますが、そういう家庭は御連絡を御自宅のほうにさせていただくように御指導しております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

教育長、お尋ねしますが、その前に町長に連絡がすべてあっていないということで、その辺を町長はどう思われるか、後で答弁をお願いしたい。

それと、教育委員会のほうから防犯パトロールをされていたと。これはもとは毎日されていたと思うんですよ。今は1週間に1回ですかね、そのように聞いておりますが、毎日ではできないものか、職員が足りないからできないものか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○教育課長（小野清人君）

昨年、私のほうが23年の4月から教育課のほうにお世話になっておりますが、昨年度の議会の中でも御質問がございました。その折は内部の人間の病休がございまして、2人しかいないということで、週1ないしは2週間に1回ということにさせていただいておりました。現在は行一職員が3名でございます。その3名で回しておりますので、週2回実施をさせていただいておるといことで、回数については以前とは減っておりますが、御容赦をいただきたいと思っております。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質疑でございますが、この声かけ事案等、小学校メールを私も登録しております、こういう言い方はちょっとこの話と逆行するかもしれませんが、大きな案件、確かに私に報告の義務があるような案件については、直接御報告をいただくものであるというふうに今まで思ってきましたし、そうした状況、経緯をお伝えするものは、メールで私、これは教育長さんから勧められて登録させていただいております。メールにて御確認いただくということなのかなと理解しておりました。

教育委員会の独立性といいますか、教育長を中心とした範囲の中で努力され、どうしても大変な状況になった場合、メールに加えて教育長さんから御報告を受けるものだと思います。

以上です。

○9番（中山五雄君）

町長、大きな案件だけ連絡をいただくようになっておりますということですが、事件というのはちょっとしたことで起きるんですよ。だから、町長として小さなことでもやっぱりそのときに、ああ、これはもう聞かなくてもよかったと思うようなことでも耳には入れておく必要があるんじゃないですか。私はそう思います。事件、事故があってからじゃ遅いん

です。だから、町長は特に上峰町全体を、町民の皆さんたちを守っていかなくちゃいけない立場です。だから、その辺は十分いろんな情報を入れておかないといけないと思います。その辺は、町長がいないときは総務課長の池田課長がおりますから、その辺に連絡をしてもらおうような形をとればいいじゃないですか。今後、そのような努力をしてもらいたいと。

それと、この防犯パトロールというのは、我々議会全員が本当に気持ちよく賛成をしてもらって、全員で毎月第4月曜日の朝9時半から防犯パトロール、これはただの防犯パトロールだけではなくて、環境、道路の安全、不法投棄、いろんな面を、上峰じゅうを見て回っております。それもジャンパーを皆さんたち自費で全員がつくって、上峰町の安全・安心のまちづくりのためにということでやっております。

こういうことで我々も一緒に議員全員でやっておりますから、町長が小さなこととか、声かけと。声かけから殺人とか、いろんな誘拐とかがありますから、すべての情報は入ってもらって、聞き流していい部分は聞き流していいじゃないですか。だから、その辺は入れていくべきだと思います。その辺をもう少し前向きに検討していただきたいと。その辺の答弁をいただいて、この質問を終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

大変失礼いたしました。中山議員に大変申しわけなく思います。大きなこと、小さなことということで、その事件、事故を大小分けるつもりではございません。私が使うべき言葉は、より複雑化して、メールで私は情報をいただいています。これは教育長さんの勧めで入って、一番、直ちに電話等よりも何より早くメールにて情報をもらうのが一番早いという判断で、そうしたことについての報告をこれで行うと。ただし、町に伝えるにはより行政の力を発揮しなければならぬ複雑化したことについて、その対応を協議するということだと思います。

今後はそうした面で、より複雑化していないものについても、できるだけ教育長さんから連絡をいただくようお願いをしていこうとは思っています。これまでの対応はそうした対応だったということで理解いただければと思います。

○9番（中山五雄君）

さっき最後と言いましたけど、もう1点だけ。

教育長さんは月のうち何回、小学校、中学校あたりに行かれておりますか。そして、どういうふうな話をされているものか、だれとされているものか、どういう対応をされているものか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（吉田 茂君）

小・中学校ともほとんど毎日と言っていいほど行っております。それで、学校のほうでは事務方の事務職、それから教頭先生、それから管理主任、ラストは校長先生と校長室で話をしておりますけど、その間でも、教室にも時折顔をのぞかせていただいております。努めて現場の状況を把握しております。よろしく申し上げます。

お断りですけど、町長には羅針盤メールで送っておりましたので、失礼いたしました。

○議長（大川隆城君）

次に行きます。

②今後、町民と子供たちが安全で安心して住めるよりよいまちづくりの考えについて執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

失礼します。それでは、中山議員の今後町民と子供たちが安全で安心して住めるよりよいまちづくりにどうするかという考えをとということでございますので、私の所信を述べさせていただきます。

去る5月31日に坊所駐在所を中心とした連絡協議会を持ちました。そこでは青少年育成の方たちとか、子供クラブの方とか、会員は19名おっていただくんですが、出席は13名ほどでした。そこで総会を兼ねた研修会を開きました。そこには鳥栖署からも3名、生活安全課だとか、直接関係のある方たちに参加していただいて、指導をいただきました。

そこで、昨年度発表されたのは、犯罪発生状況、あるいは交通事故の発生状況の報告を受けて、それをもとにしたマップをつくっていただいておりますので、そのマップもいただいております。きのう学校のほうのマップづくりとあわせて話がありましたけど、若干警察のほうはマル秘の状況の分がありましたので、今後、出せるものはそのマップづくりに出していきたいと、そう思っています。

その会議で私たちが話し合ったことは、子供たちへ知らせる方法、教える方法ですけど、1番目は人通りの少ないところはなるべく避ける。それから2番目、できるだけ複数で帰る。高校生も含めておりますので、そういった表現をしておりますが、それから3番目、遅くなったら家の人に迎えを頼むということは先ほどの携帯にも通ずるところであります。それから、4番目は近所の人に逃げ込む。子ども110番の家と同じですが、そこに逃げ込むこと。それから、もし最終的に被害に遭ったら、すぐに警察に110番通報するよにと、この分は指導を受けております。全員でお互いに確認し合ったところでございます。

私は、こういったものは、もちろん校長先生たちもこの分には参加していただいておりますけど、さらに教職員会で話をさせていただくように伝えたとところでございました。

結びになって大変恐縮ですけど、中山議員のほうから先に自分たちのパトロールのことをおっしゃっていただきましたので、私はこの項でラストではございますが、お礼を申し上げようというぐあいには私のプラン上はそうになっていたものですから、遅くなって大変申しわけありません。議員の皆さんたち、本当にありがとうございます。率先して、それも余り通らない道を行こうというぐあいにお話しいただいておりますので、非常に助かっています。三上の随分裏のほうのところまで回っていただいておりますので、そこに空き家が多いとかという報告もそういったところから受けておりますので、大変感謝しております。

また、ほかの地域のボランティアの皆さんにも校内パトロール、小野課長が申し上げたとおりですけど、小学校の午前中でございますけど、ボランティアのパトロールを実施していただいておりますので、その人たちにもお礼のために学校にわざわざ私も足を運んで皆さんにお礼を申し上げております。きのうなどは電話がかかってきて、こういう特別なものがありましたよというお電話もいただいたことがあります。それはすぐ学校にまたつなぎました。

これからも子供たちのために子ども110番の家、あるいは青少年育成会議の皆さんにも協力をしていただいて、育成会議の皆さんたちは毎月15日の夜、夜間パトロールをしていただいております。夜間パトロールの場所は大体決まっておりますけど、そこにずっと、例えば、イオン、トライアル、そこはもちろんですけど、そうでない小さなローソン——ローソンには恐縮ですけど、ローソンだとか、セブンイレブンだとか、そういったところにも立ち寄っていただいて、パトロールをしていただいております。

そういったすべてのパトロールが、いずれにしましても一番の犯罪防止の抑止力になっているものと感謝しているところです。終わります。

○9番（中山五雄君）

教育長、今後は事件、事故のないまちづくりを上峰町がやっていけば人口増にもつながるんじゃないかなと思いますから、その辺を行政の方々全員が協力をし、町長を初め、我々議会も協力をしていきたいと思いますから、その辺を一致団結して今後取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

町の活性化について、まず最初に、5月20日に第1回目の町民市を開催しましたが、町民市等のイベントは町の活性化につながると思われるので、今後町としてのPR等の取り組みについて執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

失礼いたします。中山議員さんの上峰町民市に対しての町としての今後のPR等の取り組みということで、私のほうから答弁申し上げます。

上峰町民市につきましては、実行委員会で場所を中央公園駐車場、毎月第3日曜日、開催時間といたしましては午前9時より12時までとすることで、第1回目を5月20日に開催したところでございます。

事前PRといたしましては、4月に各家庭への参加募集の回覧、5月には「広報かみみね」により掲載を行っております。また、各地区にはポスター掲示の依頼を行っております。

開催日の前日に、5月19日でございますけれども、佐賀新聞で上峰町民市が開催される記事が掲載されております。そういう中で、第1回目の開催につきましては、10店舗の出店者

がございました。これは「広報かみみね」の6月号表紙にて開催写真を掲載しているところでございます。

今後、町としてはPRですけれども、今年度の事業でありますラジオ放送「カミング！上峰」によるPR活動をしていきたいと思っております。

まずは初回の6月7日にありましたラジオ放送の「カミング！上峰」におきまして、第1回目の町民市の開催時の参加者、来場者の方々の声を放送いたしております。また、このラジオ放送の契約先でありますNBCラジオとの契約を行っております他の市町の放送の中でも本町の町民市の出店者募集等のPRができないか、今協議をしているところでございます。また、今議会におきましては、上峰町民市ののぼりの旗作成ということで補正予算をお願いしているところでございます。

以上です。

○9番（中山五雄君）

この町民市は、この前、5月20日の日にやりまして、なかなか評判がよかったと聞いております。上峰町の活性化にもつながるんじゃないかなと、住民サービスの一環としてこれをやっていくべきだと、そう思います。

そこで、生産者ももっとふやさなくちゃいけませんけれども、消費者もやっぱりふやしていかないと、生産者だけが幾ら出しても買い手がなかったらどうしようもないし、その辺も何か吉野ヶ里町では前回か前々回か、ひょっとこ踊りか何かをされたと聞いておりますが、えらい評判がよくてお客が多かったというように聞いておりますが、その辺の何かそういう形、余りお金がかからないでされるような催し物がないものかなと、そう思いますが、その辺、これは江崎課長がいいかな、それとも町長がいいかな、予算がかかるから町長がいいかな、どっちかお願いします。

○振興課長（江崎文男君）

失礼いたします。先ほどの答弁の中で、場所を上峰町中央公園の駐車場と言っておりますけれども、現場的には社会福祉協議会のおたっしや館の横の駐車場になります。今後はまず社会福祉協議会等のおたっしや館での行事予定とか、社会体育関係のいろいろなイベント、行事予定を照査しながら、なるべく先ほど申し上げました毎月第3日曜日にあわせてもらうことができれば、そのようなところでそういうふうな各種団体とも協議をしながら、なるべくイベント的なものを第3日曜日をお願いしていきたいと思っております。

そういう中で、先ほどのひょっとこ踊りですかね、そういうふうなあれで、文化協会のほうにもそういうふうなイベント的にあわせることができれば、また今後はお願いしていきたいと思っているところでございます。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

②の鎮西山さくら祭り等のイベントも町の活性化につながると思われるので、今後の計画について執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

9番中山五雄議員の御質疑でございます町の活性化について、鎮西山さくら祭り等のイベントも町の活性化につながると思われるが、今後の計画はということでございます。

鎮西山さくら祭りにつきましては、一昨年から取り組みを商工会等が、また議会の皆様方の御協力のもと計画されましたが、震災の影響で自粛ということになりまして、昨年、発会を見たところでございました。多数の皆様方御参集の中、また天候もよい日でございまして、桜に春を感じながら、薫風香る1年の始まりとなったわけであります。

そうした中、さくら祭り等のイベントの皆さん、主体的に取り組んでくださる皆様方の中にも、また、来場者の皆様方の中にももっとPRに力を入れんかいというおしかりを私も受けたところでございます。

この間、商工会の皆さん方を中心として主体的な取り組みでございましたので、幾分そうしたところ、十分な時間を協議会等がくれずにいたところでありましたけれども、やはりイベントは充実感と達成感が必要だと思います。達成感は主体的に取り組まれたということによって得られるものだと思いますし、そこはもう満たされたと思いますし、充実感という意味でいえば、さらなる来場者、さらなる輪の広がりというものをもって感じるころだろうと思いますので、今後とも町としてもこうした商工会の取り組みのバックアップをPR等、熱心に行っていきたいと。

具体的には「カミング！上峰」もそうですし、ツールとしてはちょっと検討しますけれども、「ぷらざ」という雑誌もございます。そうしたところにもPRができるんじゃないかならうかと思っておりますので、そうした意味でPRに力を入れながら、また、来場者数の増については商工会等と協議をしながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

もう時間も余りありませんが、来年もやるということですね、率直に言えば。話し合いをやってからしかやらないということですか。答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

中山議員の御質疑でございますが、まず商工会さんが計画等の動向を見られた上で私どもも協力していきたいと。もし実行されるということであれば、そういう姿勢でいるということと理解していただきたいと思っております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

今、町長の答弁を聞いていますと、さくら祭りを来年やるかやらないかというのは商工会

にかかっているような話でございますが、商工会がやらなかったらもうできないということですか。ほかにもボランティアでやる人たちはいっぱいいるんですよ。商工会だけじゃないんですよ。今回は私言い出しっぺで行ったんですけれども、商工会が軸としてやりますよと。ああ、それはもうやってくださいと、3月議会で我々はされませんからと、なら準備を2月のうちにやりましょうということで、我々議員さんたち全員が出てもらって、一緒にボランティアでやってもらったんですよ。だから、私はこれは商工会だけじゃなくて、町民全体でやるべきだと、ボランティアで。どうですかね、その辺。

○町長（武廣勇平君）

済みません。事実の確認もせずに発言してしまいました。

私、今し方申し上げたのは、商工会の主体性、イベントは達成感と充実感が必要だと。達成感を得られるのは、やっぱり主体的な取り組みだからこそ、商工会自身がイベントとして成功したと、達成感も得られるものだろうと思いますし、その達成感を妨げるような、主体性を妨げるように町でこのイベントを行うという発言は不適切かと思って慎重な答弁をしましたが、事実上、現在予算化をされておるようでございます。来年度も商工会としては補助申請をされておまして、さくら祭りをやられるということでございますし、私どもも協力しながら、そして、ボランティアの皆様と協力して、よりいいさくら祭りをつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

次に進みます。

③の項、鎮西山さくら祭りと歩こう大会を一緒に開催できないかという質問に対して執行部の答弁を求めます。

○教育長（吉田 茂君）

中山議員の御質問にお答えさせていただきます。

私もやはり、さくら祭りが一人でも多くの方にチャンスの的に見られる、それだけに行かなくても、歩こう大会と一緒にやれば上った帰りにそこに寄っていくと、そういった考え方は非常にいいものだと、そういったぐあいに考えております。

ただ一つ、私どものほうでは、この歩こう大会につきましては公民分館長さんたちに行事予定等の協議を諮っておりますので、努めて早目にそういったものは、先ほどの話ではありませんけど、イベント開催日の決定を打ち合わせしていきたいと、そう思っています。

以上です。

○9番（中山五雄君）

さっきのさくら祭りですけれども、これは商工会が軸としてされるのはいいんですけれども、やっぱり頭は行政としてやるべきだと、その辺はそう思います。

それと今、歩こう大会と。要するに今現在、ここ最近、歩こう大会の人数は減っていますか、ふえていますか、その辺をお尋ねします。

○教育長（吉田 茂君）

回答させていただきます。

増加しております。今回は657名ぐらいございましたので、非常にふえておりますので、タイミング的にも桜の期間は結構長うございますから、そこら辺、打ち合わせていきたいと、そう思っています。

○9番（中山五雄君）

教育長、今657名ということではおっしゃいましたが、今現在ふえているということをおっしゃいましたが、ふえていますか。減っているんじゃないですか。もう一度答弁をお願いします。

○教育長（吉田 茂君）

雨と前後したりしたもんですから、申しわけありません。ことしは減っております。訂正します。

○9番（中山五雄君）

教育長、雨と前後しまして減りましたとか、何かちょっと……。ことしはというか、昨年にも減っているんじゃないですか。幾らか減っておるはずですよ。だから、私はこの質問を出しているんですよ。

そいぎ、ふえるために、そういったさくら祭りもふえるためにも、桜のシーズンに鎮西山歩こう大会ができないものかということをお尋ねをしているところなんです。答弁にうそをつかれたら、きちっと調べて言ってもらわないと、数字を言われたら真つすぐふえていますと。そいぎ、去年の数字を言ってくださいよ。

○教育長（吉田 茂君）

失礼します。データを持っていましたけど、慌てていたものですから御無礼しました。

昨年はやっぱり小雨だったので、一昨年の平成22年度に比べたら減っております。平成22年度は551名です。23年度は小雨で453名です。

以上です。ことしは中止でございました。

○9番（中山五雄君）

そいけん、ことしはゼロでしょう、上っていないなら。657名じゃなかつたでしょう。どんどんどんどん減っているじゃないですか。22年が551名、23年が453名と、100名から減っているんです。だから、その辺をふえるために、町の活性化のためにもそういうことができないかということで質問しているんです。その辺、教育長、もう少しきちっと計画性を、さっきから言うように何でも計画性を持ってやっていただきたいということですよ。その辺は教育長だけではどうにもならないと思いますから、優秀な課長さんたちがいっぱいおられるから、その辺も教育委員会の課長さんたちともお話をし、そして、最終的には町長と話をし

前に進めていただきたい。最後にその辺のやる気を聞かせていただいて、質疑をすべて終わりたいと思います。

○教育長（吉田 茂君）

失礼します。すべて全力投球で頑張っていきます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「もうよか」と呼ぶ者あり）

以上で9番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午後3時41分 散会